

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

| | |
|----------------------------------|--|
| 論題 Title | 欧米主要国における法人税改革の経緯と動向（資料） |
| 他言語論題 Title in other language | History and Trends of Corporate Tax Reform in Major Western Countries |
| 著者 / 所属 Author(s) | 佐藤 良 (SATO Ryo) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課 |
| 雑誌名 Journal | レファレンス (The Reference) |
| 編集 Editor | 国立国会図書館 調査及び立法考査局 |
| 発行 Publisher | 国立国会図書館 |
| 通号 Number | 843 |
| 刊行日 Issue Date | 2021-3-20 |
| ページ Pages | 71-103 |
| ISSN | 0034-2912 |
| 本文の言語 Language | 日本語 (Japanese) |
| 摘要 Abstract | 1980年代以降、法人税率の引下げ競争と呼ばれる状況が生じている。本稿では、法人税をめぐる世界的な動向を確認し、欧米主要国の法人税制の概要、主な改正の経緯やその内容を整理する。 |

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

欧米主要国における法人税改革の経緯と動向

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 佐藤 良

目 次

はじめに

I 世界的な動向

- 1 法定税率等の推移
- 2 法人税に係る税率の整理

II 米英独仏の経緯と動向

- 1 米国
- 2 英国
- 3 ドイツ
- 4 フランス

おわりに

別表 日米英独仏における法人税に関する現行制度

キーワード：法人税、法人税率の引下げ競争、租税優遇措置

要 旨

1980年代以降、世界各国で法人税率が相次いで引き下げられ、法人税率の引下げ競争と呼ばれる状況が生じている。日本では、平成27年度及び平成28年度の税制改正で法人税の課税ベースを拡大しつつ、法定税率を引き下げる改革が実施された。その後、米国やフランスでも法人税率の引下げが実施され、実現された税制改正を見る限りでは、法人税率の引下げ競争が収束した様子は見られない。

本稿では、法人税をめぐる世界的な動向を確認し、欧米主要4か国の法人税制の概要、主な経緯や税制改革の内容を整理する。最後に、各国の動向を総括し、国際協調によって法人税率の引下げ競争に歯止めを掛けようとする動きがあることに言及する。

はじめに

法人に課される税のうち法人所得に課される税（法人所得課税）は、一般に、「法人税」と呼称される。法人税の税額は、簡略化して言えば、「課税ベース×法定税率」で計算される。日本では、法人所得に課される税として、法人税（国税）、法人事業税の所得割（地方税）、法人住民税の法人税割（地方税）⁽¹⁾等がある。平成27年度及び平成28年度の税制改正では、法人所得課税を成長志向型の構造に変える観点から、課税ベースを拡大しつつ、法定税率を引き下げる改革が実施された。その結果、法定実効税率⁽²⁾は、改正前（平成26年度）に34.62%であったところ、改正後（平成30年度）に29.74%となった。

1980年代以降、世界各国で法人税率（法定税率）が相次いで引き下げられ、法人税率の引下げ競争と呼ばれる状況が生じている。日本が上述の法人税率の引下げを実施した後は、米国やフランスがこれに続き、実現された税制改正を見る限りでは、法人税率の引下げ競争が収束した様子は見られない。

本稿では、米国、英国、ドイツ及びフランス（以下「米英独仏」）における法人税をめぐる経緯と動向を整理する。第I章では世界的な動向等を確認し、第II章では各国における法人税制の概要、主な経緯や税制改革の内容を整理する（現行制度の各国比較は本稿末尾の別表を参照）⁽³⁾。最後に各国の動向を総括し、国際協調によって法人税率の引下げ競争に歯止めを掛けようとする動きがあることに言及する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年2月1日である。

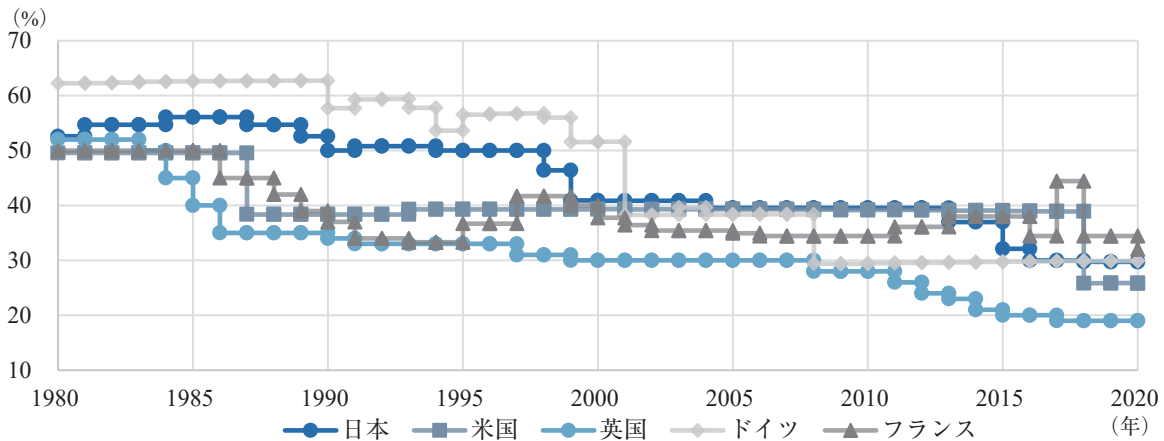
(1) 法人住民税の法人税割は、法人税（国税）の支払額を課税標準とするため、結果的に法人所得への課税となる。
 (2) 国の法人税の課税所得を算定する際に、地方の法人税額（日本の場合は法人事業税の所得割額）の損金算入が認められる場合には、これを調整した税率をいう。この税率は、日本では「法人実効税率」と呼称されることも多いが、経済学でいう法人実効税率（第I章2で後述）とは異なるため、本稿では「法定実効税率」と呼称する。
 (3) 新型コロナウイルス感染症による経済的ショック（コロナショック）を受けて法人税で講じられている措置は、一時的な納付期限の延期や欠損金の繰越し・繰戻しに係る制限緩和等が中心であることから、本稿では特に取り上げない。法人税に関する措置の詳細は、KPMG, “COVID-19 Global Tax Developments Summary,” 2021.1.18. <<https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/us/pdf/2020/03/covid-19-tax-developments-summary.pdf>> に詳しい。

I 世界的な動向

1 法定税率等の推移

法人税の法定税率は、経済のグローバル化が進展した1980年代以降、著しく低下してきた⁽⁴⁾。日本及び米英独仏（以下「日米英独仏」）の法定実効税率は、1980年には50～60%程度であったところ、2020年には20～30%程度にまで低下している（図1）。その背景には、グローバル経済の下で、資本が自由に移動し、多国籍企業が国境を越えて活動する中で、各国が資本とそれによって生じる資本所得（法人所得もその一種⁽⁵⁾）を自国に引き留め、かつ国外から呼び込むために、立地競争力の決定要因の1つである法人税率を競うように引き下げてきたことがある。

図1 日米英独仏における法定実効税率の推移（1980～2020年）



（出典）1980～99年の税率は、Alexander Klemm, “Corporate tax rate data,” 2003.1.1. Institute for Fiscal Studies website <<https://www.ifs.org.uk/publications/3210>>; 2000～20年の税率は、OECD.Stat, “Statutory Corporate Income Tax Rates.” を基に筆者作成。

こうした中で一定の税収を確保するために、移動性の高い税源（資本）に対する税率を引き下げる一方、移動性の低い税源（消費等）に対する税率を引き上げる動きが顕著になっている⁽⁶⁾。OECD諸国の税収構造（1980～2017年）を見ると、消費を課税対象とする付加価値税収の対GDP比は増加している（図2）。一方、法人税収の対GDP比は、法定税率の大幅な引下げにもかかわらず、2%近辺で推移している。こうした現象は、「法人税パラドックス」と呼ばれている。その理由としては、①法定税率の引下げによる減収が同時に行われた課税ベースの拡大による増収で相殺されたこと、②非法人部門（個人事業者、パートナーシップ等）から法人部門への移行（いわゆる法人成り）が増加したこと等が指摘されている⁽⁷⁾。

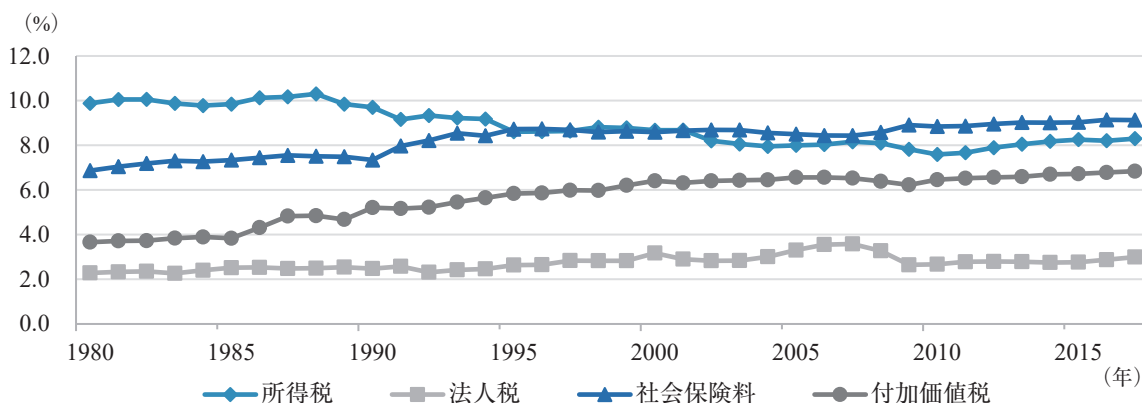
(4) 以下の記述は、諸富徹『財政と現代の経済社会 改訂版』放送大学教育振興会、2019、pp.154-163; 神野直彦『システム改革の政治経済学』岩波書店、1998、pp.127-149等を参照した。

(5) 所得は、資本所得（利子、配当、キャピタルゲイン等の資本を源泉とする所得）と労働所得（賃金、給与等の労働を源泉とする所得）に大別される。法人所得は最終的に配当やキャピタルゲインとして個人に分配されることから、法人税は法人段階の資本所得課税とみなされる。

(6) 諸富 前掲注(4)、p.156。付加価値税率の引上げと法人税率の引下げをセットで実施した例としては、キャメロン（David Cameron）政権の改革（第II章2（4）参照）やメルケル（Angela Merkel）政権の改革（第II章3（4）参照）等がある。

(7) OECD, *Fundamental Reform of Corporate Income Tax* (Tax Policy Studies, No.16), 2007, pp.33-34。法人税パラドックスは主に先進国で確認される現象であり、発展途上国では税率の引下げと課税ベースの縮小が同時に進行してき

図2 OECD 諸国における各税収の対 GDP 比の推移 (1980 ~ 2017 年)



(注) 各税収の GDP 比は、OECD 諸国の単純平均による。
 (出典) OECD.Stat, "Revenue Statistics." を基に筆者作成。

2 法人税に係る税率の整理

法人税の「法定税率」と「法定実効税率」(国及び地方の法定税率を合算した税率。ただし、国の法人税の課税所得を算定する際に、地方の法人税額の損金算入が認められる場合には、これを調整した税率)は、法令上の表面的な税率であり、課税ベースを反映した税率ではない。課税ベースを反映した法人税の実質的な負担率は、経済学では「法人実効税率」と呼ばれる⁽⁸⁾。その種類は、「平均実効税率」(法人利益全体に課される税率)と「限界実効税率」(追加的な1単位の投資による利益に課される税率)に大別される。これらの税率は企業の意思決定に対して異なる影響を及ぼすとされ、平均実効税率は「企業の立地」、限界実効税率は「投資の規模」、法定税率(法定実効税率を含む)は「利益の帰属先」の判断にそれぞれ影響すると整理される⁽⁹⁾。法人実効税率には、さらに①事後的 (backward-looking) 実効税率と②事前的 (forward-looking) 実効税率の区別もある。①の代表的な指標は、税務統計等を基に、法人税額を課税所得で割って算出するものである。これは、課税ベースを反映した実効税率として有効であるものの、過去の事業活動の影響(減価償却費に過去の投資結果が反映される等)を受けるという欠点がある。②は、仮想上の投資プロジェクトの利益に対して、どの程度の税が課されるかを計測したものであり、今後行われる投資に対する税制の影響を把握できる。他方で、特定の投資プロジェクトを想定するため、現実の詳細な税制を全て実効税率に反映できないという限界もある。日米英独仏の2017~19年における法定実効税率と事前的事実効税率は、表1のとおりである⁽¹⁰⁾。

たと指摘されている (Michael Keen and Alejandro Simone, "Tax Policy in Developing Countries: Some Lessons from the 1990s and Some Challenges Ahead," Benedict Clements et al., eds., *Helping Countries Develop: The Role of Fiscal Policy*, International Monetary Fund, 2004, pp.325-336)。日本では法人税パラドックスは確認されておらず、その理由として税制要因(法定税率の引下げ)と景気要因(景気低迷に伴う企業の特別損失の計上等)が指摘されている(大野太郎ほか「法人税における税収変動の要因分解—法人税パラドックスの考察を踏まえて—」『フィナンシャル・レビュー』2014(4), 2014.9, pp.201-222)。

(8) 以下の説明は、鈴木将覚『グローバル経済下の法人税改革』京都大学学術出版会、2014, pp.87-91等による。

(9) Alan J. Auerbach et al., "Taxing Corporate Income," Sir James Mirrlees et al., eds., *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Oxford University Press, 2010, pp.853-855; 同上, pp.88-89。

(10) BEPS プロジェクト (OECD 及び G20 の主導の下で多国籍企業による税源浸食と利益移転への対応策を議論するプロジェクト) の一環で、OECD のデータベース上で OECD 諸国における 2017 年以降の事前的事実効税率 (Devereux-Griffith 型と呼ばれるもの) が公表されている。

表 1 日米英独仏の法定実効税率と事前的実効税率 (2017 ~ 19 年)

(単位: %)

| | 法定実効税率 ^(注1) | | | 事前的実効税率 ^(注2) | | | | | |
|------|------------------------|-------|-------|-------------------------|-------|-------|--------|-------|-------|
| | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 平均実効税率 | | | 限界実効税率 | | |
| | | | | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 |
| 日本 | 29.97 | 29.74 | 29.74 | 27.37 | 27.16 | 27.16 | 8.16 | 8.17 | 8.17 |
| 米国 | 38.91 | 25.84 | 25.89 | 37.50 | 24.56 | 24.60 | 17.38 | 11.20 | 11.20 |
| 英国 | 19.00 | 19.00 | 19.00 | 18.94 | 18.94 | 18.37 | 16.84 | 16.84 | 13.58 |
| ドイツ | 29.89 | 29.90 | 29.90 | 27.47 | 27.53 | 27.53 | 11.49 | 11.51 | 11.51 |
| フランス | 44.43 | 34.43 | 34.43 | 32.62 | 32.62 | 30.34 | 17.28 | 17.28 | 16.66 |

(注1) 米国の下位政府(州及び地方政府)の税率には、50州及びコロンビア特別区の税率の加重平均が使用される。フランスの法定実効税率には、付加税の税率が含まれる。

(注2) 低金利及び低インフレを前提に計算された税率。

(出典) OECD.Stat, "Corporate Tax Statistics." を基に筆者作成。

II 米英独仏の経緯と動向

1 米国

(1) 法人税制の概要

米国では、連邦政府が税率 21% で法人税を課すほか、州政府やそれよりも下位の地方政府(カウンティ等)が法人税を課す場合がある(2021年現在⁽¹¹⁾)。カリフォルニア州では、州法人税の税率は 8.84% であり、連邦法人税と州法人税を合わせた法定実効税率は 27.98% である。

米国の連邦税法(内国歳入法典)で所得課税の対象となる事業体には、①一般の株式会社である「C 法人(C corporation)」、②一定の要件を満たす小規模法人である「S 法人(S corporation)」、③法人格のない組織体である「パートナーシップ」等がある⁽¹²⁾。①の場合、法人所得は法人段階で法人税の課税対象となり、株主への配当は個人段階で所得税の課税対象となる⁽¹³⁾。②及び③は「パス・スルー事業体」と呼ばれ、その所得や損失は持分に依りて出資者に割り当てられ、個人段階で所得税が課される(パス・スルー課税)。一定の事業体は、自らの申告によりパートナーシップとしてパス・スルー課税を選択できる(チェック・ザ・ボックス規則)⁽¹⁴⁾。

事業体別の確定申告件数を見ると、法人税の課税対象となる C 法人が全体に占める割合は少ない⁽¹⁵⁾。パス・スルー事業体の数は、適用要件の緩和等を背景に増加している⁽¹⁶⁾。このことは、米国で法人税収の対 GDP 比が長期的に低下してきた一因と指摘されている⁽¹⁷⁾。

(11) 各国の法人税率は、米独仏は暦年、英は各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日の単位で設定されるが、本稿で税率の変遷を述べる際には暦年で統一する。税収等に言及する際には会計年度の単位で表記する。

(12) 以下の説明は、Joint Committee on Taxation, "Present Law and Data Related to the Taxation of Business Income," JCX-42-17, 2017.9.15, pp.2-16. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5021>>; 伊藤公哉『アメリカ連邦税法—所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで— 第7版』中央経済社, 2019, pp.399-404, 477-555 等を参照した。

(13) 以下では、連邦法人税を「法人税」、連邦所得税を「所得税」と呼称する。米国では配当に対する法人税と所得税の二重課税について基本的に調整措置を講じない「クラシカル方式」が採られている。ただし、個人段階の配当への課税では、低税率の分離課税が適用されている。

(14) 1997年に施行された財務省規則によって導入された。この規則によって法人とパートナーシップの双方の特徴を兼ね備えた「有限責任会社(Limited Liability Company: LLC)」もパス・スルー課税を適用できる。

(15) 各事業体の確定申告件数が全体に占める割合(各事業体の純所得が全体に占める割合)は、C 法人が 4.6% (36.7%)、S 法人が 12.8% (14.5%)、パートナーシップが 10.6% (24.8%)、非農業の個人事業者が 71.9% (10.5%) 等である(2015年度)。Internal Revenue Service, "SOI Tax Stats - Integrated Business Data, Table 1." <<https://www.irs.gov/uac/soi-tax-stats-integrated-business-data>>

(16) Joint Committee on Taxation, *op.cit.*(12), p.2.

(17) Jane G. Gravelle, "Corporate Tax Reform: Issues for Congress," *CRS Report*, RL34229, 2017.9.22, pp.4-5. <<https://fas>>

(2) 法人税をめぐる主な経緯

(i) 第2次世界大戦後～1970年代まで

法人税は、1952～63年には最高税率を52%とする税率構造（通常税率30%と2.5万ドル超の所得に対する付加税率22%の2段階）が採られた⁽¹⁸⁾。民主党のケネディ（John F. Kennedy）政権下で提案された減税案を基に、ジョンソン（Lyndon Johnson）政権下で制定された1964年歳入法⁽¹⁹⁾では、最高税率が1964年に50%へ、1965年に48%へと段階的に引き下げられた。1979年からは通常税率と付加税率が統合され、税率は17～46%の5段階の累進構造とされた。

米国では、法定税率を高い水準に据え置きつつ、減価償却制度等の租税優遇措置で法人実効税率を低下させる手法が伝統的に多用されてきた。1954年には定額法の2倍で償却できる定率法が採用され、1971年には従前の耐用年数を20%増減可能な制度⁽²⁰⁾が創設された。また、1962年には一定の設備投資で取得原価の7%の税額控除を認める「投資税額控除」が導入された。同制度は、一時的な中断と再開、控除率の10%への引上げ等を経て、1985年末まで継続された。

(ii) レーガン政権の改革

共和党のレーガン（Ronald Reagan）政権では、スタグフレーションの状態にあった米国経済を民間活力で再活性化することを目的として、1981年経済再建租税法⁽²¹⁾が同年8月に制定された⁽²²⁾。同法では、所得税の税率引下げ、法人税の投資減税等の大規模な減税が講じられた。投資減税の内容は、①早期の資本回収を目的とする「加速度償却制度（Accelerated Cost Recovery System: ACRS）」⁽²³⁾の導入、②投資税額控除の拡充、③研究開発税額控除の導入等である。1981～86年度の6年間で企業関係の改正による減収額は1487億ドル、全体の減収額は7424億ドルと見込まれた⁽²⁴⁾。大規模な減税の背景には、減税が労働や資本の供給を促進し、国内経済を活性化させる結果、税収は増加するという「サプライサイド経済学（供給重視の経済学）」の考え方があった。しかし、想定した税収の増加は生じず⁽²⁵⁾、財政赤字は急速に悪化したことから、1982年課税公平・財政責任法⁽²⁶⁾と1984年財政赤字削減法⁽²⁷⁾で減税措置の一部撤回や増税が実施された⁽²⁸⁾（1980年以降の法人税率、法人税収等の推移は、図3を参照）。

org/spp/crs/misc/RL34229.pdf> その他の要因として、法人税率の引下げや寛容な減価償却制度の導入も挙げられる。法人税収の対GDP比は、1950年代には3～5%台で推移していたが、2019年度には1.1%まで低下している。Office of Management and Budget, “Table 2.3—Receipts by Source as Percentages of GDP: 1934-2025,” *Historical Tables*. <<https://www.whitehouse.gov/omb/historical-tables/>>

(18) 以下の記述は、ジョセフ・A・ベックマン著（立命館大学財政学研究会訳）『アメリカの租税政策』日本税務研究センター、1991、pp.102-143。（原書名：Joseph A. Pechman, *Federal tax policy*, 5th ed., 1987）；矢内一好『現代米国税務会計史』中央大学出版部、2012、pp.1-5、25-91、158-180等による。米英独仏における税制改正全般に関する基礎資料として「欧米主要国における最近の税制改正の動向」『財政金融統計月報』各年度版を参照している。

(19) Revenue Act of 1964 (P.L.88-272) 第2次世界大戦後、初めての一般減税とされ、ケネディ減税と呼称される。

(20) 資産減価償却範囲制度（Asset Depreciation Range System: ADR）と称される。

(21) Economic Recovery Tax Act of 1981 (P.L.97-34)

(22) レーガン政権下の税制改革については、岩崎薫里「Studies レーガン税制再考—日本の税制改革への示唆—」『Japan Research Review』12(7), 2002.7, pp.71-103；矢内 前掲注(18), pp.57-91等を参照した。

(23) 資産を4分類に単純化して、経済上の耐用年数を短縮した償却期間（3～15年）を設定し、資産の使用開始年に応じて償却期間中の各年の償却率を設定する制度（残存価額なし）であった。

(24) Joint Committee on Taxation, “Estimated revenue effects of H.R. 4242 as passed by the House and H.J. Res. 266 as approved by the Senate on July 27, 1981, fiscal years 1981-1986,” JCX-21-81, 1981.7.31. <<https://www.jct.gov/publications/1981/jcx-21-81/>> 上院修正後の税収見込額（1981～86年度）を合計した数値である。

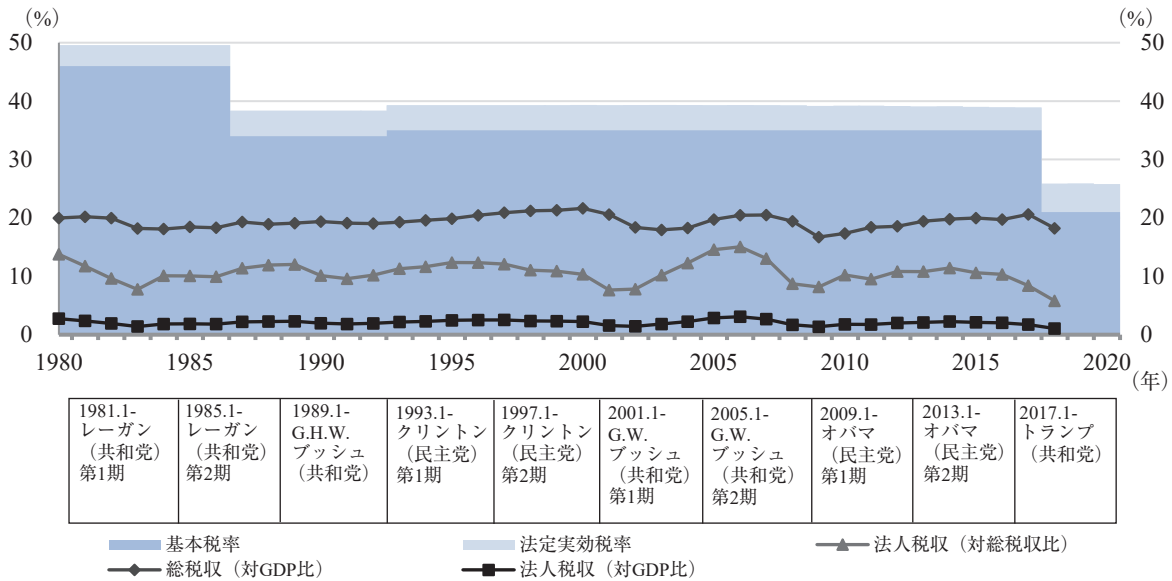
(25) その背景には、インフレ沈静化のために厳しい金融引締めが行われ、景気が1981年8月から1982年11月まで後退局面に陥り、失業率が上昇したこと等が指摘されている。岩崎 前掲注(22), p.80.

(26) Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982 (P.L.97-248)

(27) Deficit Reduction Act of 1984 (P.L.98-369) 同法には Tax Reform Act of 1984 が含まれる。

(28) 法人税は前者の法律で ACRS による追加的な償却加速化の撤回や投資税額控除の限度額の縮小が措置された。

図3 米国における法人税率、法人税収等の推移（1980年以降）



(出典) OECD.Stat, “Corporate Tax Statistics”; *idem*, “Revenue Statistics”; *idem*, “National Accounts”; Alexander Klemm, “Corporate tax rate data,” 2003.1.1. Institute for Fiscal Studies website <<https://www.ifs.org.uk/publications/3210>>; 和田絢子・宮畑建志「欧米10か国の歴代政権及び政権政党」『レファレンス』788号, 2016.9, pp.67-89. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10195998_po_078804.pdf?contentNo=1> 等を基に筆者作成。

その後、レーガン政権では1986年税制改革法⁽²⁹⁾が同年10月に制定され、内国歳入法典が全面改正された。1986年税制改革では、税制の公平性、簡素化、経済成長の観点から、所得税及び法人税の税率引下げと課税ベースの拡大を柱とする見直しを実施された。この改正は、1986～91年度の6年間で税収中立（増減収が均衡）とされたが、個人関係（所得税等）では1217億ドルの減収、企業関係（法人税等）では1204億ドルの増収が見込まれた⁽³⁰⁾。法人税では、15～46%の5段階であった税率が、15～34%の3段階に簡素化された⁽³¹⁾。他方で、課税ベースの拡大策として、①ACRSを縮減・合理化した「修正加速度償却制度（Modified Accelerated Cost Recovery System: MACRS）」⁽³²⁾の導入、②投資税額控除の廃止等が講じられた。ACRSと投資税額控除は、一部の企業の法人実効税率を著しく低下させ、減税の恩恵が機械設備を多く保有する重厚長大産業に偏っている、業種や資産の種類によっては新規の設備投資に対する法人実効税率がマイナスになり⁽³³⁾、タックスシェルター（節税商品）として利用され

(29) Tax Reform Act of 1986 (P.L.99-514)

(30) Joint Committee on Taxation, “Estimated revenue effects of the possible conference compromise (H.R. 3838): preliminary,” JCX-23-86, 1986.8.16. <<https://www.jct.gov/publications/1986/jcx-23-86/>>

(31) 改正後の税率構造は1988年から適用（図3では1987年から適用で整理）、1987年には過渡的な税率を適用。

(32) MACRSでは6種類の資産ごとに償却期間（3～20年）が定められた。特に不動産は、償却期間の延長（15、18又は19年から27.5又は31.5年へと延長）と償却方法の変更（150%定率法から定額法に変更）によって償却の速度が抑制された。ACRSは資本の早期回収を目的として従来の減価償却の考え方（経済上の耐用年数に基づく償却）から逸脱したのに対し、MACRSはこれに回帰したとされる（矢内 前掲注(8), pp.41-43, 71-91）。

(33) 1981年経済再建租税法によって、新規償却資産に対する法人実効税率（限界実効税率）は、自動車産業では-11.3%（改正前は+25.8%）、サービス業・商業では+37.1%（同+53.2%）となった（Council of Economic Advisers, “Economic Report of the President,” 1982.2, p.124. FRASER website <<https://fraser.stlouisfed.org/title/economic-report-president-45/1982-8153>>）。なお、負債調達（借入による資金調達）の場合、法人所得の計算で支払子が損金算入されるため、加速度償却制度やインフレが存在すると、限界実効税率がマイナス（補助金を与えるのと同義）になり得る。Jane G. Gravelle and Donald J. Marples, “Issues in International Corporate Taxation: The 2017 Revision (P.L.115-97),” CRS Report, R45186, 2020.4.23, p.20. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R45186.pdf>>

ている、等の問題が指摘されていた⁽³⁴⁾。1986年税制改革では、こうした税制によるゆがみが是正され、設備投資が経済合理性に基づいて実施される結果、生産性が向上するという中長期的な効果が期待された。

1981年経済再建租税法による投資減税の効果は、設備投資の促進に対して一定の寄与を示したものの、税制以外の要因（企業の生産活動の回復に伴う設備稼働率の上昇等）による効果と比べて大きくなかったと評価されている⁽³⁵⁾。1986年税制改革法は、税制によるゆがみの是正等を目的とするものであり、期待された効果の実効性を定量的に把握することは容易でないと指摘されている⁽³⁶⁾。他方で、この改正が重厚長大産業から情報通信産業への産業構造の転換を促したことを一因として、1990年代に世界に先駆けて米国で情報通信産業が興隆したとの指摘も見られる⁽³⁷⁾。

(iii) その後の経緯

後で詳述するとおり、共和党のトランプ（Donald Trump）政権下では、2017年税制改革法⁽³⁸⁾が同年12月に制定された⁽³⁹⁾。同法は、1986年税制改革法以来の包括的な税制改革法と位置付けられる⁽⁴⁰⁾。その間の経緯を振り返ると、法人税率については、民主党のクリントン（William Clinton）政権下で制定された1993年包括財政調整法⁽⁴¹⁾において、財政赤字削減の財源確保を目的として、最高税率35%が追加され、税率構造が3段階から4段階とされた。減価償却制度については、2002年に初年度特別償却（30%）が3年間の時限措置として導入され、2003年に償却枠が30%から50%に拡大された。その後も、2008年に初年度特別償却（50%）が1年間の時限措置として再導入され、2009年に1年延長される等の改正が行われてきた。

米国では、実現には至っていないものの、これまでに複数の抜本的な法人税改革案が議論されてきた。例えば、共和党のブッシュ（George W. Bush）政権下では、大統領税制改革諮問委員会が2005年11月に抜本的な税制改革案の1つとして「成長及び投資税制案」を提案した⁽⁴²⁾。これは、課税ベースを所得から消費により近づける改革案⁽⁴³⁾であり、法人税では設備投資の

⁽³⁴⁾ 岩崎 前掲注⁽²⁾, pp.82-84.

⁽³⁵⁾ 同上, pp.72, 92-93.

⁽³⁶⁾ 同上, pp.93-94. この改正では、法定税率の引下げよりも租税優遇措置の縮減・廃止の影響が大きいと、限界実効税率が上昇しており、新規投資を抑制する要素があることも、定量的な効果測定を難しくする要因の1つとなっている。この点は、後述するサッチャー政権の税制改革も同じである。米英における1980年代の限界実効税率及び平均実効税率の推移は、Lucy Chennells and Rachel Griffith, *Taxing Profits in a Changing World*, London: The Institute for Fiscal Studies, 1997.9, pp.166, 173. <<https://www.ifs.org.uk/comms/taxprofits.pdf>> を参照。

⁽³⁷⁾ 森信茂樹『税で日本はよみがえる—成長力を高める改革—』日本経済新聞出版社, 2015, pp.24-27.

⁽³⁸⁾ 財政調整措置（後述）の指示に基づき策定された経緯から、正式名は An Act to provide for reconciliation pursuant to titles II and V of the concurrent resolution on the budget for fiscal year 2018 (P.L.115-97) である。本稿では便宜、「2017年税制改革法」と呼称する。なお、下院及び上院の法案には「減税及び雇用法（Tax Cuts and Jobs Act）」の略称が用いられており、この名称が使用される場合も多い。

⁽³⁹⁾ 瀬古雄祐「トランプ政権下のアメリカにおける2017年税制改革の概要及び影響」国立国会図書館調査及び立法考査局編『21世紀のアメリカ—総合調査報告書—』（調査資料2018-3）2019.3, pp.41-56. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11254535_po_20180305.pdf?contentNo=1>

⁽⁴⁰⁾ Committee on Ways and Means, House of Representatives, “Tax Cuts and Jobs Act: Report of the Committee on Ways and Means, House of Representatives, on H.R.1 together with Dissenting and Additional Views,” H. Rept. 115-409, 2017.11.13, p.112. <<https://www.congress.gov/115/crpt/hrpt409/CRPT-115hrpt409.pdf>>

⁽⁴¹⁾ Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993 (P.L.103-66)

⁽⁴²⁾ President’s Advisory Panel on Federal Tax Reform, “Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America’s Tax System,” 2005.11, pp.151-190. <<https://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/documents/report-fix-tax-system-2005.pdf>>

⁽⁴³⁾ 課税ベースを所得とする場合（所得＝労働所得＋資本所得（正常収益＋超過収益））と消費とする場合（消費＝労働所得＋資本所得（超過収益））では、資本の正常収益に課税するか否かの違いがあり、これに課税しない

100%即時償却⁽⁴⁴⁾を可能とし、支払利子の控除を認めないなど、課税ベースを所得からキャッシュフロー⁽⁴⁵⁾に転換して「キャッシュフロー法人税」⁽⁴⁶⁾を実現することが掲げられた。キャッシュフロー法人税の下では、企業の正常収益には課税が行われず、超過収益にのみ課税が行われ、限界実効税率が常にゼロになることから、企業の投資が阻害されない（中立的）という利点がある。この提案は、ブッシュ政権下では実現されなかったが、2017年税制改革法では同様の発想に基づく見直しが実施された（第Ⅱ章1（3）（ii）で後述）。

（3）トランプ政権の改革（2017年）

（i）主な経緯

2017年税制改革法は、経済成長と雇用創出の促進、国際競争力向上の支援、家計や個人の税負担軽減を目的として制定された⁽⁴⁷⁾。2017年税制改革法による減税規模は、2018～27年度の10年間で約1.5兆ドルに達し（表2）、過去最大である。

当初、共和党指導部は、税収中立の税制改正を志向しており、減税の代替財源として、法人税への「国境調整（border adjustment）」⁽⁴⁸⁾の導入や「オバマケア」の撤廃・代替案の立法化を想定していた⁽⁴⁹⁾。しかし、いずれも頓挫したことから、大幅な財政赤字の拡大を前提とした減税立法の選択を余儀なくされた。なお、オバマ（Barack Obama）政権でも2010年12月に法人税率の引下げと課税ベースの拡大を組み合わせた見直し（税率の35%から28%への引下げとほぼ全ての租税優遇措置の廃止を例示）が提案されて以降、超党派で法人税改革について活発な議論が行われてきた⁽⁵⁰⁾。税率引下げの必要性については超党派で合意が形成されていた

後者の方が経済的なゆがみが少ないと考えられている。なお、国債等の安全資産への投資によって得られるのと同程度の収益を「正常収益」、これを超過する収益を「超過収益」という。詳細は、深澤映司「消費税の本質をどのように考えるか—所得税との比較による論点整理—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1118, 2020.10.27, pp.3-6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11560844_po_1118.pdf?contentNo=1> に詳しい。

(44) 償却資産の取得年度に取得費用の全額を課税所得から控除する制度をいう。

(45) 収益から投資を含む全ての費用を差し引きすること（＝キャッシュの流入－流出）で算出される。

(46) キャッシュフロー法人税には、実物取引ベース（Rベース）、実物・金融取引ベース（R+Fベース）等の類型がある。前者は、財・サービスの売上げや償却資産の売却等をキャッシュの流入とし、原材料費、賃金、償却資産の購入等をキャッシュの流出とする。後者は、Rベースに金融取引のキャッシュフローを加えたものを課税ベースとし、キャッシュの流入には借入金の増加額や受取利子、キャッシュの流出には借入金の返済額と支払利子が含まれる。成長及び投資税制案では、Rベースの方式（金融機関には実質的にR+Fベースの方式）が採用された。なお、同案は仕向地主義の採用（DBCFT。後掲注48を参照）も掲げていた。鈴木将覚「「抜本的な」税制改革の議論—消費課税への移行と資本課税改革—」『みずほ総研論集』2008年I号, 2008, pp.9-18. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/argument/mron0801-3.pdf>>等を参照。

(47) Committee on Ways and Means, House of Representatives, *op.cit.*⁽⁴⁰⁾, p.112.

(48) この提案は、2016年の大統領選挙時に共和党が策定した政策綱領に盛り込まれた。“A Better Way: Our Vision for a Confident America,” 2016.6.24. (Internet Archiveにより保存されたページ) <<https://web.archive.org/web/20190113141017/https://abetterway.speaker.gov/assets/pdf/ABetterWay-Tax-PolicyPaper.pdf>> その背景には、国境調整（輸出免税・輸入課税）を行う一般消費税を連邦レベルで持たない米国は、同税を主な税源とする先進諸国に対して国際競争上、不利な立場にあるとの問題意識があった。この提案は、学界を中心に議論されてきた「仕向地主義キャッシュフロー法人税（Destination-Based Cash-Flow Tax: DBCFT）」が理論的な土台となっている。DBCFTは、課税ベースをキャッシュフローにし、原産地でなく最終消費地で課税するという特徴がある。河音琢郎・篠田剛「国境調整税の理論と政策」『立命館経済学』67(2), 2018.7, pp.101-118. <http://ritsumeikeizai.koj.jp/koj_pdfs/67201.pdf>

(49) 以下の記述は、河音琢郎「トランプ税制改革（2017年減税・雇用法）の特徴と課題」『税制改革の今日的課題』（租税理論研究叢書 29）日本租税理論学会, 2019, p.117等を参照した。

(50) 加藤慶一「アメリカの法人税改革をめぐる議論—税率水準と課税ベースの在り方を中心に—」『レファレンス』771号, 2015.4, pp.90-95, 108. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9227947_po_077104.pdf?contentNo=1>

ものの、代替財源等をめぐる合意の困難から実現には至らなかった⁽⁵¹⁾。

2017年税制改革法の制定過程では、共和党が上院でフィリバスター（少数党による長時間討論等の議事妨害）を回避して単純過半数で法案を成立させるために、予算決議による財政調整措置の指示⁽⁵²⁾を受けて法案を策定する手続が採られた⁽⁵³⁾。この指示では、予算決議で示された歳入・歳出予算の大枠に基づき、10年間で財政赤字の増加を1.5兆ドル以内とする上限が設定された。また、上院の「バード・ルール（Byrd Rule）」⁽⁵⁴⁾に抵触しないように、対象期間を超えて財政赤字を増加させ

ないことが求められた。その結果、個人関係（所得税等）の多くの改正事項と設備投資に対する100%即時償却（後述）は、時限措置とされた。

（ii）企業関係の改正内容

2017年税制改革前には、法人税率は15～35%の4段階の累進構造が採られ⁽⁵⁵⁾、法定実効税率はOECD諸国の中で最高水準にあった⁽⁵⁶⁾。同改革では、国際競争力の確保等を目的として⁽⁵⁷⁾、法人税率は一律21%に引き下げられた（2018～27年度で1.3兆ドルの減収）（表2）。

それ以外の主な減税項目には、①設備投資の促進を目的と

表2 2017年税制改革法の増減収見込額（2018～27年度）

（単位：億ドル）

| 主な改正事項 | 増減収見込額 |
|-------------------------------|----------|
| 1. 個人関係（一部を除き2025年末までの時限措置） | ▲ 11,266 |
| 税率の引下げ及びブラケットの見直し | ▲ 12,142 |
| パス・スルー事業所得に対する20%所得控除の創設 | ▲ 4,145 |
| 2. 企業関係（一部を除き恒久措置） | ▲ 6,538 |
| 基本税率の35%から21%への引下げ | ▲ 13,485 |
| 利子控除制限制度の見直し | 2,534 |
| 繰越欠損金制度の見直し | 2,011 |
| 国内製造活動控除の廃止 | 980 |
| 試験研究費の償却資産への計上 | 1,197 |
| 設備投資に対する100%即時償却の導入（2026年末まで） | ▲ 863 |
| 法人税の代替ミニマム税の廃止 | ▲ 403 |
| 3. 国際課税（恒久措置） | 3,244 |
| 外国子会社の配当に対する国外所得免除方式の導入 | ▲ 2,236 |
| 国外留保利益に対する1回限りのみなし配当課税 | 3,388 |
| グローバル無形資産低課税所得（GILTI）に対する合算課税 | 1,124 |
| 外国源泉無形資産関連所得（FDII）に対する所得控除 | ▲ 638 |
| 税源侵食・濫用対策税（BEAT）の創設 | 1,496 |
| 合計（1+2+3） | ▲ 14,560 |

（注）両院協議会の最終案に基づく推計（2017年12月18日）。

（出典）Joint Committee on Taxation, “Estimated Budget Effects of the Conference Agreement for H.R.1, the “Tax Cuts and Jobs Act,” JCX-67-17, 2017.12.18. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5053>> を基に筆者作成。

51) なお、オバマ政権では第111議会（2009-10年）を除くと下院又は上下両院の多数党は共和党であった。トランプ政権で2017年税制改革法が審議された第115議会（2017-18年）では上下両院の多数党が共和党であった。

52) 財政調整措置は、歳入及び歳出の水準を予算決議で示された方針と実定法を一致させるために実定法を改正する手続である（2 U.S.C. 641）。同措置は、基本的に歳出削減又は歳入増加（増税）による財政赤字の削減に用いられてきたが、歳入減少（減税）又は特定のプログラムによる歳出増加に用いられる場合もある。財政調整措置の指示に基づき策定された法案（財政調整法案）は、迅速化された審議プロセスの対象となり、上院における法案の審議時間は20時間に制限される。Bill Heniff Jr., “The Budget Reconciliation Process: The Senate’s “Byrd Rule,” *CRS Report*, RL30862, 2020.12.1, p.1. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/RL30862.pdf>>

53) 詳細は、日向寺裕芽子・塩田真弓「「トランプ税制改革」について」『ファイナンス』53(11), 2018.2, pp.20-34. <https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201802/201802h.pdf>; Molly F. Sherlock and Donald J. Marples, “The 2017 Tax Revision (P.L.115-97): Comparison to 2017 Tax Law,” *CRS Report*, R45092, 2018.2.6, pp.1-3. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R45092.pdf>> に詳しい。

54) 予算決議の方針とは「無関係な事項（extraneous matter）」の規定が財政調整法案に含まれている場合に、当該規定を除外した修正案の提出又は議事規則違反の申立て（point of order）を上院議員に認めるルールをいう（2 U.S.C. 644）。無関係な事項に該当するか否かを判定するために6つの基準が示され、その1つに「予算決議の対象期間を超えて財政赤字を増加させる事項」がある。Heniff, *op.cit.*(52), pp.1-6.

55) 一部の課税所得帯では軽減税率の恩恵を相殺する形で付加税率（5%又は3%）が設定されていた。詳細は、加藤 前掲注50, p.72を参照。

56) 以下の記述は、Sherlock and Marples, *op.cit.*(53), pp.8-49; 山岸哲也ほか「国際課税 米国トランプ・共和党政権による抜本的税制改革」『租税研究』822号, 2018.4, pp.257-315; 太田洋「トランプ税制改革とわが国企業への影響」『租税研究』833号, 2019.3, pp.256-286等を参照した。

57) Committee on Ways and Means, House of Representatives, *op.cit.*(40), p.226.

する 100% 即時償却の導入⁽⁵⁸⁾ (同 863 億ドルの減収)、②税制の簡素化を目的とする代替ミニマム税⁽⁵⁹⁾の廃止 (同 403 億ドルの減収) 等がある。①の措置によって、時限的ではあるが、米国の法人税は「キャッシュフロー法人税」に近づくと指摘されている⁽⁶⁰⁾。

課税ベースの拡大策としては、①利子控除制限制度の見直し (同 2534 億ドルの増収)、②繰越欠損金の見直し (同 2011 億ドルの増収) 等が講じられた。①については、借入先が国内か国外か、関連者か非関連者かを問わず、全ての支払利子で調整後課税所得 (調整所得) の 30% 超の部分が損金不算入とされた⁽⁶¹⁾。この見直しは、負債の利子と株式の配当に対する税制上の取扱いの格差を縮小することが目的と説明されている⁽⁶²⁾。②については、欠損金は無期限で繰越し可能とされる一方、控除の上限が課税所得の 80% に制限された。欠損金の繰戻しは、一部の所得を除き廃止された⁽⁶³⁾。

なお、法人税率を引き下げると、税負担の比較衡量の観点から、パス・スルー事業体に対する税負担を連動して引き下げるか否かの議論がある⁽⁶⁴⁾。2017 年税制改革では、パス・スルー事業体の所得に対して 20% の所得控除が認められた (同 4145 億ドルの減収)。

(iii) 国際課税の改正内容

国際課税の主な改正事項は、①外国子会社の配当に対する国外所得免除方式の導入、②外国源泉無形資産関連所得 (Foreign-Derived Intangible Income: FDII) に対する所得控除の導入、③グローバル無形資産低課税所得 (Global Intangible Low-Taxed Income: GILTI) に対する合算課税の導入、④税源侵食・濫用対策税 (Base Erosion and Anti-abuse Tax: BEAT) の導入、である。①に係る移行措置 (後述)、③及び④では増収が見込まれている (表 2)。

①については、国際的な二重課税の調整方式を全世界所得課税から領土内所得課税に実質的に移行すること⁽⁶⁵⁾に伴い、外国子会社からの受取配当の全額を益金不算入とする措置 (国外

⁽⁵⁸⁾ 2017 年 9 月 28 日以降に取得され、2022 年末までに供用される一定の償却資産に適用される。2023 年以降は毎年 20% ずつ償却率が縮小され、2026 年末で廃止される。

⁽⁵⁹⁾ 税制優遇措置の利用による節税の抑制を目的として、税制優遇措置の適用を除外する等の調整を行った所得に 20% の税率を乗じて税額を算出し、当該税額と通常の法人税額との差額を納税させる制度をいう。なお、一般に、通常の税額計算とは別の基準によって最低限度の税負担を求める制度は、ミニマム税と呼ばれる。

⁽⁶⁰⁾ 伊藤 前掲注(12), pp.426-427. 支払利子の控除が一部認められる、繰越欠損金が制限されるなど、キャッシュフロー法人税 (R ベース) から乖離する部分もある。

⁽⁶¹⁾ 改正前には、負債資本比率が 1.5 対 1 を超える法人を対象に、国外関連者からの借入金に対する支払利子について調整所得の 50% を超える部分が損金不算入とされていた。改正後の適用対象は直近 3 年間の平均年間総収入が 2500 万ドル超の法人 (負債資本比率による適用除外なし) であり、調整所得には 2021 年までは EBITDA (利払前・税引前・償却前利益)、2022 年以降は EBIT (利払前・税引前利益) が使用される。

⁽⁶²⁾ 負債の利子は一定の場合を除き損金算入されるのに対し、株式の配当は損金算入されないことから、負債調達による投資の限界実効税率は株式調達による投資の同税率よりも低くなる。当該改正は、こうした税率格差の縮小が目的であると説明される (Committee on Ways and Means, House of Representatives, *op.cit.*(40), pp.247-248)。また、100% 即時償却の制度下で、支払利子の損金算入を上限なく認めると、税負担軽減の恩恵が過大になることから、その抑制を図る目的もあると指摘されている (山岸ほか 前掲注(56), p.261; 伊藤 前掲注(12), pp.426-427)。なお、即時償却を利用しない場合には、利子控除制限制度の適用除外が認められている。

⁽⁶³⁾ 改正前には、課税所得の 100% について 20 年間の繰越し、2 年間の繰戻しが認められていた。

⁽⁶⁴⁾ オバマ政権下で検討された法人税改革の議論では、パス・スルー事業体の活動を促進する観点から、その所得に対する税率引下げを求める共和党と、富裕層がその恩恵の多くを享受するとして反対する民主党との間で意見が折り合わず、議論が進展しない一因となっていた。山岸ほか 前掲注(56), p.260。

⁽⁶⁵⁾ 国際的な事業活動による所得に課税権を有する国には、法人が本拠地を置く「居住地国」と法人が事業を行う「源泉地国」がある。居住地国側で二重課税を調整する方式として、①全世界所得に課税して外国税額控除を適用する「全世界所得課税」と②国外所得免除方式 (国外源泉所得に対する課税免除) を適用する「領土内所得課税」がある。従前の制度は、基本的に①に基づくものの、外国子会社が配当して利益を還流させるまで課税を繰り延べるという大きな例外が設けられ、実質的には①と②のハイブリット方式であった。なお、改正後も、支店所得、サブパート F 所得、GILTI 等については、全世界所得課税が維持され、米国親会社の所得に合算されることから、引き続き①と②のハイブリット方式であるとも言われている。

所得免除方式) が導入された。その背景には、従前の制度では米国親会社に配当として利益が還流されるまで課税の繰延べが認められ、多国籍企業が国外に留保する利益が多額に上り⁽⁶⁶⁾、国内への利益還流と国内投資を阻害していると問題視されてきたこと⁽⁶⁷⁾や、日本や英国で2009年に同様の制度改正が実施され、領土内所得課税の採用が世界的な潮流となっていたことがある。

新制度への移行措置として、一定の外国法人が1986年以降に国外で留保・蓄積した国外源泉所得のうち米国株主の持分相当額について、配当したとみなして1回に限り課税する措置が導入された(現金性資産には15.5%、それ以外の資産には8%の税率を適用)。

② FDII に対する所得控除と③ GILTI に対する合算課税は、企業の超過収益⁽⁶⁸⁾の源泉は無形資産にあるとの認識の下、多国籍企業が無形資産を国外に移転させる税制上の誘因を除去し、無形資産の国内への回帰と国内での創出を促進することを目的とする⁽⁶⁹⁾。前者は国内の無形資産への課税軽減、後者は国外の無形資産への課税強化に相当し、アメとムチの関係にある⁽⁷⁰⁾。

②は、米国法人が国外市場から無形資産に関連する所得を稼得した場合の税負担を、同法人の外国子会社が同様の所得を稼得した場合の税負担に近づけるために、前者に税制上の恩恵を与える制度である⁽⁷¹⁾。英国やフランス等で導入されているパテントボックス税制(知的財産権から生じる所得に軽減税率を適用する制度)への対抗措置としての性格もある⁽⁷²⁾。

③は、無形資産の国外移転による課税ベースの浸食を抑制することを目的とする制度である⁽⁷³⁾。全世界所得課税から領土内所得課税への実質的な移行後には、多国籍企業は低課税国に利益を集中し、米国で課税されることなく利益を還流できるようになることから、③は米国内の課税ベースを税源浸食から保護するための対抗措置として導入された経緯がある⁽⁷⁴⁾。

(66) 米国の主要な多国籍企業(フォーチュン500社)が国外に留保する利益は、総額で2.6兆ドルに上ると試算されていた(2017年現在)。Institute on Taxation and Economic Policy, "Fortune 500 Companies Hold a Record \$2.6 Trillion Offshore," 2017.3.28. <<https://itep.org/fortune-500-companies-hold-a-record-26-trillion-offshore/>>

(67) Joint Committee on Taxation, "Background and Selected Policy Issues on International Tax Reform," JCX-45-17, 2017.9.28, p.27. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5025>>

(68) 前掲注(43)を参照。

(69) FDII と GILTI の立法趣旨は、Committee on the Budget, United States Senate, "Reconciliation Recommendations Pursuant to H. CON. RES. 71," S. Prt. 115-20, 2017.12, pp.370-380. <<https://www.congress.gov/115/cprt/SPRT27718/CPRT-115SPRT27718.pdf>>; Committee on Ways and Means, House of Representatives, *op.cit.*(40), pp.388-390 を参照。

(70) 神山弘行「米国税制改正の国際的側面—Tax Cuts and Jobs Actの光と影—」『ジュリスト』1516号, 2018.3, p.28.

(71) FDII の額は、みなし無形資産関連所得(=有形償却資産の収益率(10%)を超える所得)に対して全世界所得に占める国外源泉所得の割合を乗じて算出される。FDII の額の37.5%(2026年以降は21.875%)が所得控除の対象となる。FDII に係る実効税率(実質的な負担率)は、法人税率21%で37.5%の所得控除が適用されると13.125%、21.875%の所得控除が適用されると16.406%となる。なお、国内製造した高付加価値の商品を輸出して稼得した所得もFDII になり得るとされる。

(72) Committee on the Budget, United States Senate, *op.cit.*(69), p.375; PwC 税理士法人「平成30年度我が国内外の投資促進体制整備等調査(諸外国等における租税制度及び各国現地子会社等に対する課税問題に係る調査・研究事業)」(経済産業省委託調査報告書)2019.2, pp.100-101. <https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/30fy_itakuchousa_honbun.pdf>

(73) 被支配外国法人(controlled foreign corporation: CFC)のGILTI が、米国親会社の所得と合算課税される。GILTI の額は、CFC の有形償却資産の10%を超える額(支払利息を除く。)とされ、当該額のうち2018年から2025年までは50%、2026年以降は37.5%を控除した額が合算対象となる。FDII と同様、有形償却資産の収益率(10%)の超過分が無形資産による超過収益とみなされる。これは、外国子会社の無形資産(移動性が高い)による超過収益は、有形償却資産(移動性が低い)による正常収益の超過分として測定するのが最も有効との考え方による(Committee on Ways and Means, House of Representatives, *op.cit.*(40), p.389)。GILTI に係る実効税率(実質的な負担率)は、法人税率21%で50%の控除が適用されると10.5%、37.5%の控除が適用されると13.125%となる。

(74) Committee on Ways and Means, "Tax Reform Act of 2014: Discussion Draft," WMCP113-6, 2014.2.26, pp.149-150. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/CPRT-113WPRT89455/pdf/CPRT-113WPRT89455.pdf>>

④ BEAT は、法人（米国内の PE⁽⁷⁵⁾を含む。）が国外関連者に対して一定の利子、ロイヤリティ等の支払（税源侵食的支払）を行う場合に追加的な税負担を求める制度である⁽⁷⁶⁾。BEAT は、多国籍企業が関連者間取引を通じて国外に所得を移転し、米国内の課税ベースを浸食する行動を抑制することを目的とするものであり⁽⁷⁷⁾、一種のミニマム税として機能すると言われている⁽⁷⁸⁾。また、BEAT には米国内に本社を置く企業とそれ以外の企業との間で競争条件の公平性を確保する狙いもある⁽⁷⁹⁾。

(iv) 税収への影響と評価

(a) 制定時におけるマクロ経済効果の推計

2018～27年度の減収額を約1.5兆ドルとする推計（表2）は、税制改正による一定の納税者の行動変化を織り込みつつも、マクロ経済の規模を不変とする方法が採られている。税制改正がマクロ経済の規模に及ぼす効果（マクロ経済効果）を考慮した推計は、「動的推計（dynamic scoring）」と呼ばれる⁽⁸⁰⁾。両院合同租税委員会（Joint Committee on Taxation: JCT）が公表した動的推計は、税制改正によって同年度にGDPが平均0.7%増加する結果、3846億ドルの増収効果が発生し、これを反映した減収見込額は1兆714億ドルになるとしている⁽⁸¹⁾。

マクロ経済効果の推計結果は、機関によって様々である。財務省は、上院案に加え、2018年度予算に盛り込まれた規制改革やインフラ開発等が実施されると、2018～27年度にGDPが平均0.7%増加し、1.8兆ドルの増収が発生（1.5兆ドルの減収見込額を補った上で0.3兆ドルの増収が発生）するとの試算を公表した⁽⁸²⁾。他方で、民間調査機関による推計では、財務省ほどのマクロ経済効果は見込まれていない⁽⁸³⁾。

(75) 恒久的施設（Permanent Establishment）の略語であり、事業を行う一定の場所（支店や工場等）を指す。

(76) BEATの税額は、「①（通常の課税所得＋税源侵食的支払による損金算入額）×10%（2018年は5%、2026年以降は12.5%）」から「②通常の法人税額（一定の税額控除を適用する前の額）」を減じて算定される（①－②）。BEATの課税対象は、過去3年間の平均年間総収入が5億ドル以上、かつ損金算入される控除総額に占める税源侵食的支払の割合が3%以上の法人である。

(77) Committee on the Budget, United States Senate, *op.cit.*(69), p.396; PwC 税理士法人 前掲注(72), pp.105-106.

(78) 太田 前掲注(56), pp.258, 279-282.

(79) 米国で事業を行う米国企業と外国企業では、前者が国外関連者に所得移転を行っても、CFC税制（租税回避の防止のため一定の場合にCFCの所得を米国親会社と合算課税する制度）の課税対象となり得るのに対し、後者はその対象にならない。こうした税制上の不均衡を是正するため、後者に追加的な課税を行い、競争条件を近づけるという考え方である。当初検討された法人税の国境調整案も、米国企業と外国企業の間で競争条件の公平性を確保する政策目的を有していたが、その撤回後も、共和党内で同様の議論が継続され、BEATに反映される形になったと指摘されている。PwC 税理士法人 前掲注(72), pp.105-106; 山岸ほか 前掲注(56), p.262.

(80) 動的推計では、①需要面の効果（不完全雇用の下での追加的な資源利用による短期的効果）、②供給面の効果（生産量の増減をもたらす労働供給や資本ストックの増減による効果）、③クラウドディング・アウトの効果（政府債務の増加が金利の上昇を招き、民間の設備投資等を減少させる効果）が考慮される。1997年から2018年には、一定の条件の下で後述のJCT又はCBOに動的推計の提供を求める議会規則が存在していた。共和党は減税等の論拠として動的推計を長年にわたり支持してきたのに対し、民主党はこれに反対してきた。民主党が多数党となった第116議会（2019-20年）の冒頭で下院規則が改正され、動的推計に関する規定が削除された。現状では委員会及び連邦議員はJCT又はCBOに動的推計の実施を求める権限を有するが、その実施や利用に係る明確な議会規則や要件は存在しないとされる。Megan S. Lynch and Jane G. Gravelle, "Dynamic Scoring in the Congressional Budget Process," *CRS Report*, R46233, 2020.2.18. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R46233.pdf>>

(81) Joint Committee on Taxation, "Macroeconomic Analysis of the Conference Agreement for H.R. 1, the Tax Cuts and Jobs Act," JCX-69-17, 2017.12.22, pp.1-14. <<https://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=5055>>

(82) Department of the Treasury, "Analysis of Growth and Revenue Estimates Based on the U.S. Senate Committee on Finance Tax Reform Plan," 2017.12.11. <<https://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Documents/TreasuryGrowthMemo12-11-17.pdf>>

(83) 日向寺・塩田 前掲注(53), p.32. 例えば、中道左派のシンクタンクであるTax Policy Centerは、マクロ経済効果による増収は1860億ドルとの推計を示している。Benjamin R. Page et al., "Macroeconomic Analysis of the Tax Cuts and Jobs Act," 2017.12.20, pp.1-4. Tax Policy Center website <<https://www.taxpolicycenter.org/publications/macroeconomic-analysis-tax-cuts-and-jobs-act/full>>

(b) 事後の評価

議会予算局 (Congressional Budget Office: CBO) は、2018 年 4 月の「予算及び経済見通し」で、2017 年税制改革法による影響を反映した財政指標の見通しを示した⁽⁸⁴⁾。連邦政府の公債残高の対 GDP 比は、この時点で 2028 年度末までに 96.2% に上昇し、第 2 次世界大戦以降で最悪の水準になると見込まれていた⁽⁸⁵⁾。2017 年度以降の財政指標の予測値と実績値は、表 3 のとおりである。2018 ~ 19 年度には法人税収の実績値が予測値を下回るものの、歳入全体では両者の間に大きな乖離は見られない⁽⁸⁶⁾。

2019 年 3 月に公表された米国大統領経済報告は、2017 年税制改革が米国の資本ストックの引上げ、低課税国から米国への資本の回帰、短期・長期の経路による家計所得の増加をもたらすとしている⁽⁸⁷⁾。具体的な成果として、2017 年第 4 四半期から 2018 年第 3 四半期までに民間投資が年率 8% 増加したこと、600 万人の労働者が平均 1,200 ドルの賞与を受給したこと等を挙げている。

他方で、投資の種別ごとの推移を見ると、減税効果の大きい種別ほど投資の増加率が高くなる関係は見られず、この改革が長期的な経済成長にどれだけ寄与するかは疑問であると指摘されている⁽⁸⁸⁾。また、国外所得免除方式の導入を受け、2018 年第 1 四半期に国内に還流した留保利益は過去最高の 3000 億ドルを記録したが、その多くは投資でなく自社株購入に充てられたと分析されている⁽⁸⁹⁾。税制改革を受けて一部企業が実施した賞与の増額は、公表額を集計

表 3 財政指標の推計と実績 (2017 年度以降)

(単位) 実質 GDP 成長率及び括弧内の数値 (対 GDP 比) は %、それ以外は 10 億ドル

| | 2017 | | 2018 | | 2019 | | 2020 | 2019-28 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------|
| | 実績 | 予測 | 実績 | 予測 | 実績 | 予測 | 予測 | |
| 実質 GDP 成長率 | 2.3 | 3.3 | 3.0 | 2.4 | 2.2 | 1.8 | | |
| 歳入 | 3,316 (17.3) | 3,338 (16.6) | 3,329 (16.4) | 3,490 (16.5) | 3,462 (16.3) | 3,678 (16.7) | 44,162 | |
| 所得税収 | 1,587 (8.3) | 1,639 (8.2) | 1,684 (8.3) | 1,744 (8.3) | 1,718 (8.1) | 1,833 (8.3) | 22,376 | |
| 法人税収 | 297 (1.5) | 243 (1.2) | 205 (1.0) | 276 (1.3) | 230 (1.1) | 307 (1.4) | 3,847 | |
| 歳出 | 3,982 (20.8) | 4,142 (20.6) | 4,108 (20.3) | 4,470 (21.2) | 4,447 (21.0) | 4,685 (21.3) | 56,580 | |
| 財政赤字 | -665 (-3.5) | -804 (-4.0) | -779 (-3.8) | -981 (-4.6) | -984 (-4.6) | -1,008 (-4.6) | -12,418 | |
| 公債残高 (年末時点) | 14,665 (76.5) | 15,688 (78.0) | 15,751 (77.8) | 16,762 (79.3) | 16,803 (79.2) | 17,827 (80.9) | 28,671 (96.2) | |

(注) 「2019-28」欄の公債残高は、2028 年度末時点の数値。

(出典) 予測値については Congressional Budget Office, “The Budget and Economic Outlook: 2018 to 2028,” 2018.4. <<https://www.cbo.gov/system/files/2019-04/53651-outlook-2.pdf>>; 財政指標の実績値については *idem*, “The Budget and Economic Outlook: 2019 to 2029,” 2019.1. <<https://www.cbo.gov/system/files/2019-03/54918-Outlook-3.pdf>>; *idem*, “The Budget and Economic Outlook: 2020 to 2030,” 2020.1. <<https://www.cbo.gov/system/files/2020-01/56020-CBO-Outlook.pdf>>; 実質 GDP 成長率の実績値については Bureau of Economic Analysis, “Gross Domestic Product, Third Quarter 2020 (Advance Estimate),” 2020.10.29. <https://www.bea.gov/sites/default/files/2020-10/gdp3q20_adv.pdf> を基に筆者作成。

⁽⁸⁴⁾ Congressional Budget Office, “The Budget and Economic Outlook: 2018 to 2028,” 2018.4. <<https://www.cbo.gov/system/files/2019-04/53651-outlook-2.pdf>>

⁽⁸⁵⁾ コロナショック後の財政出動によって公債発行が更に増加し、2020 年 9 月の見通しでは公債残高の対 GDP 比は 106.8% (2028 年度末) と見込まれていた。Congressional Budget Office, “An Update to the Budget Outlook: 2020 to 2030,” 2020.9, p.8. <<https://www.cbo.gov/system/files/2020-09/56517-Budget-Outlook.pdf>>

⁽⁸⁶⁾ なお、2017 ~ 18 年における法人税収の予測値と実績値の乖離は一時的なものであり、時間の経過とともに縮小すると説明されている。Congressional Budget Office, “The Budget and Economic Outlook: 2019 to 2029,” 2019.1, p.94. <<https://www.cbo.gov/system/files/2019-03/54918-Outlook-3.pdf>>

⁽⁸⁷⁾ “Economic Report of the President: Together with the Annual Report of the Council of Economic Advisers,” 2019.3, pp.35-76. Government Publishing Office website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/ERP-2019/pdf/ERP-2019.pdf>>

⁽⁸⁸⁾ 設備、構造物及び研究開発 (知的財産製品) の 3 種別に分けて投資の増加率を見ると、研究開発 (利子控除の制限等によって資本コストが上昇) の増加率が、設備及び構造物 (100% 即時償却等によって資本コストが低下) の増加率を上回っているという。Jane G. Gravelle and Donald J. Marples, “The Economic Effects of the 2017 Tax Revision: Preliminary Observations,” *CRS Report*, R45736, 2019.6.7. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/R45736.pdf>>

⁽⁸⁹⁾ Michael Smolyansky et al., “U.S. Corporations’ Repatriation of Offshore Profits,” *FEDS Notes*, 2018.9.4. <<https://www.federalreserve.gov/econres/notes/feds-notes/us-corporations-repatriation-of-offshore-profits-20180904.htm>>

すると44億ドルであり、2018年度の法人税減収額の2～3%にすぎないとの指摘もある⁽⁹⁰⁾。

国際課税の新たな3つの措置（①FDIIに対する所得控除、②GILTIに対する合算課税、③BEAT）をめぐっては、様々な問題点が指摘されている⁽⁹¹⁾。すなわち、①は世界貿易機関（WTO）で禁止される輸出補助金に該当する懸念がある、②GILTIの額は有形償却資産の収益率で判定されることから、企業に当該資産と関連する雇用を国外に移転させるインセンティブを与える、③はロイヤリティの支払でなく、製品に特許権を含めて売買する形式を採れば課税を回避できる一方、租税回避を目的としない通常の取引が課税対象になるおそれがある、等である。

2017年税制改革では、米国の国際競争力確保や課税ベース保護の観点から、世界的な動向を踏まえつつ、法人税率の引下げ、国外所得免除方式の採用、無形資産を自国に囲い込むための国際課税上の措置の導入等が実施された。こうした点を踏まえて、米国の税制は「覇権国型」から他の先進諸国と対等に競争し合う「1国主義型」に転換したとの指摘もある⁽⁹²⁾。

(4) その後の動向

2021年1月に就任した民主党のバイデン（Joe Biden）大統領は、大統領選挙中に富裕層と企業に対する増税案を公約とし、法人税については①税率の21%から28%への引上げ、②帳簿上の利益が1億ドル以上の企業に対するミニマム税（税率15%）の導入、③GILTIに係る実効税率⁽⁹³⁾を2倍に引上げ、等を掲げていた⁽⁹⁴⁾。大統領選挙と同時に実施された連邦議会選挙の結果、第117議会（2021-22年）における上下両院の多数党は民主党となり⁽⁹⁵⁾、バイデン大統領の税制改革案は実現に一步近づいたとされる。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて景気が低迷していること、民主党は上院において僅差で多数党となっており、党内には景気に悪影響を及ぼす増税に慎重な意見もあること等から、これらの税制改革案の実現には多くの困難が予想され、実現された場合でも部分的な実施にとどまる可能性が指摘されている⁽⁹⁶⁾。

2 英国

(1) 法人税制の概要

英国では、法人所得に対して税率19%で法人税（国税）が課される（2021年現在）⁽⁹⁷⁾。地

⁽⁹⁰⁾ Gravelle and Marples, *op.cit.*(88), p.14.

⁽⁹¹⁾ David Kamin et al., "The Games They Will Play: Tax Games, Roadblocks, and Glitches Under the 2017 Tax Legislation," *Minnesota Law Review*, 103(3), 2019.2, pp.1439-1521. <<http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3089423>>; 神山 前掲注(70), pp.30-31; マークス・ベイヤー「トランプ減税 どう波及? WTO ルールの順守を」『日本経済新聞』2018.1.23.

⁽⁹²⁾ 河音 前掲注(49), pp.129-130.

⁽⁹³⁾ 前掲注(73)を参照。

⁽⁹⁴⁾ "A Tale of Two Tax Policies: Trump Rewards Wealth, Biden Rewards Work." <<https://joebiden.com/two-tax-policies/>> 保守系のシンクタンクである Tax Foundation によると、2021～30年度までの税制改革案全体の増税規模は、3.3兆ドル（静態的推計）、2.8兆ドル（動態的推計）と見込まれている（Garrett Watson et al., "Details and Analysis of President-elect Joe Biden's Tax Plan," 2020.10.22. Tax Foundation website <<https://taxfoundation.org/joe-biden-tax-plan-2020/>>）。

⁽⁹⁵⁾ 民主党と共和党の議席数は、下院が221対211（3議席が空席）、上院が50（民主党会派の無所属2名を含む）対50である（2021年1月20日現在）。上院で可否同数の場合には、民主党のハリス（Kamala Harris）上院議長（副大統領）が1票を投じることから、民主党が多数党とされる。

⁽⁹⁶⁾ "Democratic wins in Georgia Senate races could mean more stimulus checks, small boost to Biden's economic plan," *USA TODAY*, 2021.1.7. <<https://www.usatoday.com/story/money/2021/01/07/georgia-senate-race-democrats-wins-should-aid-biden-economic-plan-bit/6570522002/>>; "Biden Tax-Increase Agenda Revived as Democrats Win Senate: Georgia victories give president-elect a chance to implement policies that had looked dead," *Wall Street Journal*, 2021.1.7.

⁽⁹⁷⁾ 以下の記述は、IBFD, *Global Corporate Tax Handbook 2020*, 2020, pp.537-542; デロイトトーマツ税理士法人『欧

方税として法人所得に課税する税目は存在しない。法人税の課税対象者は株式会社や有限会社等であり、一般的なパートナーシップの場合は出資者に対してパス・スルー課税が行われる。

法人に関連する税目としては、非居住用資産レイト（国税）がある⁽⁹⁸⁾。同税は、事業用資産の占有者に課せられる固定資産税であり、その税額は公的な評価機関による不動産評価額（市場実勢に基づく年間賃貸価格の評価額）に地域ごとに定められた税率を乗じて算出される。

(2) 法人税をめぐる主な経緯

法人税は1965年財政法⁽⁹⁹⁾で独立した税目として創設された⁽¹⁰⁰⁾。それまでは所得税と事業利益税（profits tax）が法人所得に重複して課されており、これらが法人税に一本化された。法人税に関する法令は、1988年所得及び法人税法⁽¹⁰¹⁾として制定され、その後、税法を書き換えて平易化するプロジェクトの一環として、①2009年法人税法、②2010年法人税法、③2010年租税（国際及びその他の規定）法の3つが制定された⁽¹⁰²⁾。

法人税率（基本税率）は、1965年に40%であったが、その後、徐々に引き上げられ、1973年から52%とされた。この税率は、保守党のサッチャー（Margaret Thatcher）政権下の税制改革まで継続した。法人税率は、サッチャー政権で1983～86年にかけて50%から35%へと大幅に引き下げられた（第Ⅱ章2（3）で後述）。保守党のメージャー（John Major）政権では、基本的にサッチャー政権の政策が踏襲され、法人税率は1990年に34%、1991年に33%へと引き下げられた⁽¹⁰³⁾。労働党への政権交代後も、同様の見直しは継続され、ブレア（Tony Blair）政権では1997年に31%へ、1999年に30%へ、ブラウン（Gordon Brown）政権では2008年に28%へと法人税率が引き下げられた（1980年以降の法人税率、法人税収等の推移は、図4を参照）。

保守党・自由民主党連立のキャメロン政権下では、法人税率は2015年までに段階的に20%へと引き下げられた（第Ⅱ章2（4）で後述）。2015年総選挙の結果、保守党単独のキャメロン政権が発足すると、更に法人税率が引き下げられ、2020年に17%へと引き下げることが決定された。その後、保守党のジョンソン（Boris Johnson）政権下では、競争的な法人税率を維持しつつ、必要な公共サービスの財源を確保する観点から、2020年と2021年の法人税率は19%に据え置かれた。また、現段階で実現の見通しは不透明であるが、コロナショック下で実施さ

州主要国の税法 第3版』中央経済社、2017、pp.18-58等を参照した。なお、2015年法人税（北アイルランド）法（Corporation Tax (Northern Ireland) Act 2015 (c.21)）によって、北アイルランドで独自の法人税率を設定できるように、同自治政府に税率決定権が移譲された。北アイルランドにおける法人税率は、一時、2018年に12.5%（アイルランドと同税率）にまで引き下げることが検討されたが、現在まで実施されていない。

⁽⁹⁸⁾ 税目の名称はnational non-domestic ratesであり、一般にはbusiness ratesと呼称される。同税は、1990年に地方税から国税に移管された。現在は、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドにおける同税の課税権は、各自治政府に移譲されている。HM Treasury, “Statement of funding policy: funding the Scottish Parliament, National Assembly for Wales and Northern Ireland Assembly,” 2015.11, pp.3-4, 15. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/479717/statement_of_funding_2015_print.pdf>

⁽⁹⁹⁾ 財政法（Finance Act）は、主に毎年度の税制改正が盛り込まれる法律である。英国における法人税改革は、複数年度にわたって実施され、都度、財政法の法律名を引用すると煩雑になるため、以下では引用を省略する。

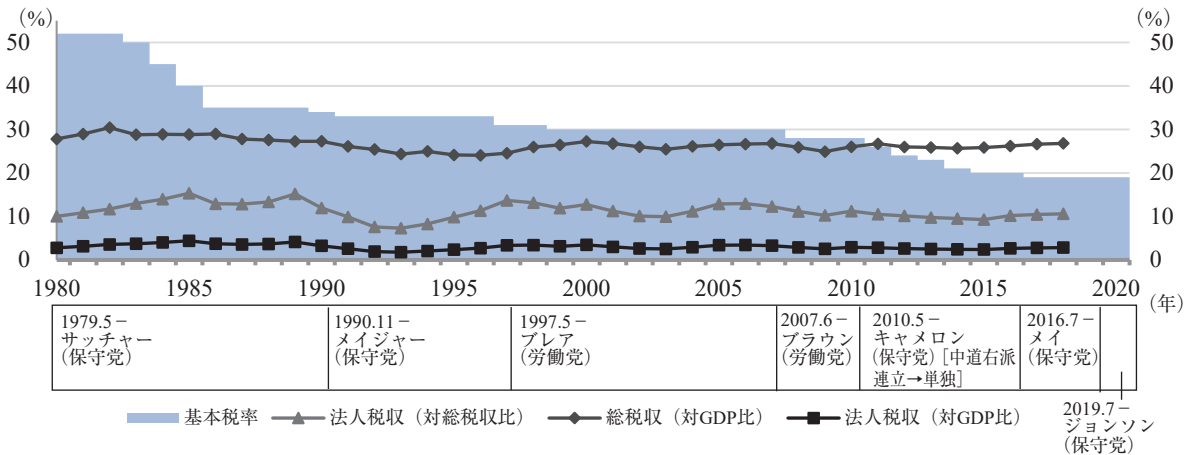
⁽¹⁰⁰⁾ 以下の記述は、矢内一好『英国税務会計史』中央大学出版部、2014、pp.177-206、297-298; Hugh J. Ault et al., *Comparative Income Taxation: a Structural Analysis*, 4th ed., Kluwer Law International, 2019, p.215等を参照した。

⁽¹⁰¹⁾ Income and Corporation Taxes Act 1988 (c.1)

⁽¹⁰²⁾ Corporation Tax Act 2009 (c.4); Corporation Tax Act 2010 (c.4); Taxation (International and Other Provisions) Act 2010 (c.8)

⁽¹⁰³⁾ 1991年財政法によって措置された。過去の税制改正では、n年財政法でn-1年4月以降の課税年度に適用される法人税率が変更されるなど、過年度や現年度の税率変更が行われてきた。

図4 英国における法人税率、法人税収等の推移（1980年以降）



(出典) OECD.Stat, “Corporate Tax Statistics”; *idem*, “Revenue Statistics”; *idem*, “National Accounts”; Alexander Klemm, “Corporate tax rate data,” 2003.1.1. Institute for Fiscal Studies website <<https://www.ifs.org.uk/publications/3210>>; 和田絢子・宮畑建志「欧米10か国の歴代政権及び政権政党」『レファレンス』788号, 2016.9, pp.67-89. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10195998_po_078804.pdf?contentNo=1>等を基に筆者作成。

れた巨額の財政支出の財源を確保する方策の1つとして、2021年3月に予定される予算演説で法人税率の引上げが表明される可能性がある」と報じられている⁽¹⁰⁴⁾。

この間、1973年から少額利益に対する軽減税率（42%）が導入された。この税率は、継続的に見直されてきたが、2015年に基本税率に統合された。

配当に対する法人税と所得税の二重課税を調整する仕組みについては、1965年に法人税が独立化された際に、二重課税の調整を行わないクラシカル方式が採用された⁽¹⁰⁵⁾。1973年4月から配当に対する法人税と所得税の二重課税を排除し、利益を配当する場合と留保する場合で税制上の取扱いの均衡を図るため、部分的インピュテーション方式⁽¹⁰⁶⁾が導入された。インピュテーション方式は、後述するようにドイツやフランスでも導入されたが、税収の減少を抑制する等の観点から、いずれの国も税額控除を国内株主にのみ認め、外国株主には認めないなど、適用範囲が限定されていた。欧州司法裁判所は、こうした取扱いは内外無差別の原則を定めるEU条約に違反すると判示してきた⁽¹⁰⁷⁾。このような背景の下で、英国では1999年4月に部分的インピュテーション方式が実質的に廃止された⁽¹⁰⁸⁾。

⁽¹⁰⁴⁾ “Sunak agrees to tie own hands and stick with Tory ‘triple tax lock,’” *Financial Times*, 2021.2.1; “Rishi Sunak risks clash with business over proposed corporation tax rise,” *Financial Times*, 2021.1.18.

⁽¹⁰⁵⁾ 英国における配当に係る負担調整の経緯については、鶴田廣巳「イギリスにおける法人税改革とインテグレーション（上）」『関西大学商学論集』49(1), 2004.4, pp.69-86; 同「イギリスにおける法人税改革とインテグレーション（下）」『関西大学商学論集』49(2), 2004.6, pp.261-274; 酒井翔子『現代英国税制』税務経理協会, 2018, pp.75-99に詳しい。

⁽¹⁰⁶⁾ 一般に、インピュテーション方式は、個人株主が配当を受け取った場合に、法人税課税前の配当所得（「1 - 法人税率」で割り戻して算出）を株主の所得に合算した上で、所得税額を計算し、当該税額から支払済みの配当に係る法人税額を控除する方式をいう。英国では、法人が支払配当の一部を予納法人税（Advance Corporation Tax: ACT. 税率は所得税の基本税率に連動して設定）として予め徴収した上で、個人株主が受取配当にACTの額を加算して所得税額を算出し、所得税額からACTの額を控除する制度が導入された。これは、ACTの税率が法人税率を下回ると、配当に係る法人税額が完全に除去されないという点で、部分的インピュテーション方式であった。

⁽¹⁰⁷⁾ 配当所得への二重課税の調整で国内外の納税義務者の間で差別的な取扱いをすることを不当とした初期の判決に、1986年1月28日判決（Case 270/83, ECLI:EU:C:1986:37）や1999年9月21日判決（Case C-307/97, ECLI:EU:C:1999:438）等がある。欧州司法裁判所の判決を受けてインピュテーション方式を廃止した国には、英国、ドイツ、フランス等がある（Rachel Griffith et al., “International Capital Taxation,” Mirrlees et al., eds., *op.cit.*(9), p.949）。

⁽¹⁰⁸⁾ 酒井 前掲注⁽¹⁰⁵⁾, pp.77, 86-88; 矢内 前掲注⁽¹⁰⁰⁾, p.204. ACTは実際の法人税額を超過し、法人に追加負担を生じさせる問題が深刻化したこと等を理由に1999年4月に廃止され、これにより部分的インピュテーション方式

(3) サッチャー政権の改革 (1984 年)

サッチャー政権では、スタグフレーション状態にある経済の再建やいわゆる英国病⁽¹⁰⁹⁾の克服を目的として、大きな政府から小さな政府への転換、サプライサイドの強化といった改革が実施された⁽¹¹⁰⁾。こうした方向性は、レーガン政権下での改革とも共通する。税制面では、①所得税率の引下げとフラット化、②付加価値税率の引上げ、③法人税率の引下げと租税優遇措置の廃止による課税ベースの拡大、が行われた⁽¹¹¹⁾。③の主な改正事項は、a. 1982 年に 52% であった法人税率（基本税率）を 1983～86 年にかけて 50% から 35% に段階的に引き下げる、b. 機械設備と産業用建物に対する特別償却を段階的に廃止する、c. ストックレリーフ⁽¹¹²⁾を廃止する等であり、1984 年財政法で措置された。b. については、設備投資が経済効率ではなく税制優遇を目的として実施されることや、税制優遇の恩恵が重厚長大産業に偏ること等が問題視されていた⁽¹¹³⁾。これらの法人税に関する 1984 年税制改革は、おおむね税収中立とされた⁽¹¹⁴⁾。

1984 年税制改革は、レーガン政権の 1986 年税制改革と同様に、税制によるゆがみを是正し、設備投資の質を向上させることを目的としたことから、改革全体の効果は定量的に測定しにくいと指摘されている⁽¹¹⁵⁾。他方で、金融、通信等のサービス産業が 1990 年代に急成長を遂げた背景には、重厚長大産業を優遇し、サービス産業を不利に扱う税制が是正された影響が無視できないと指摘されている⁽¹¹⁶⁾。

(4) キャメロン政権の改革 (2010～16 年)

(i) 主な内容

2010 年 5 月に発足したキャメロン政権は、2008 年のリーマンショック後に悪化した財政の再建と経済の回復を重要課題としていた⁽¹¹⁷⁾。2010 年 6 月に緊急予算として発表された予算書及び予算演説では、2015 年度末までに公的部門の構造的財政収支を黒字化する等の財政健全

は実質的に廃止されたと解されている。一方で、個人株主の配当税額控除の仕組み（受取配当にその 9 分の 1 を加えた額を課税所得に算入し、算出税額から受取配当額の 9 分の 1 を控除）は維持され、政府は正式にはインセンティブ方式の廃止を宣言しなかった（鶴田「イギリスにおける法人税改革とインテグレーション（下）」前掲注⁽¹⁰⁵⁾、pp.267-269）。この仕組みは 2016 年 4 月に廃止され、代わりに配当所得一部控除方式が導入された（本稿末尾の別表を参照）。

⁽¹⁰⁹⁾ 公的部門の肥大化、高福祉・高負担、強い労働組合、経済の低い生産性等をいう。

⁽¹¹⁰⁾ 以下の記述は、岩崎薫里「Studies サッチャー改革再考」『Japan Research Review』13(1), 2003.1, pp.33-76; 西村拓哉「英国における 1984 年の法人税改正について」『大阪市立大学経済学会経済学雑誌』118(3・4), 2018.3, pp.1-26 等を参照した。

⁽¹¹¹⁾ 所得税の改正は複数年に及ぶが、1979 年第 2 次財政法では、所得税率の引下げ（基本税率を 33% から 30% に、最高税率を 83% から 60% に引下げ）、付加価値税率の引上げ（8% 又は 12.5% から一律 15% への引上げ）等が措置された。所得税では 45.7 億ポンドの減収、付加価値税では 41.8 億ポンドの増収、全体では 4.3 億ポンドの増収が見込まれていた。Financial Statement and Budget Report 1979-80, Session 1979-80, HC98, 1979.6.12, p.31.

⁽¹¹²⁾ インフレによる在庫の名目増部分を非課税とする措置であり、インフレ率の低下を理由に廃止された。

⁽¹¹³⁾ HC Hansard, vol.56, 13 March 1984, cols. 286-304; 岩崎 前掲注⁽¹¹⁰⁾, pp.42-44.

⁽¹¹⁴⁾ 具体的には、①法人税率（基本税率）の引下げ（-13.8 億ポンド）、②少額利益に対する軽減税率の引下げ（-1.6 億ポンド）、③ストックレリーフの廃止（+9 億ポンド）、④機械設備に対する特別償却（初年度 100% 償却）の段階的廃止（+3.8 億ポンド）、⑤産業用建物に対する特別償却（期初 75% 償却）の段階的廃止（+0.2 億ポンド）であり、①～⑤を単純合計すると、2.5 億ポンドの減収であった。Financial Statement and Budget Report 1984-85, Session 1983-84, HC304, p.32.

⁽¹¹⁵⁾ 岩崎 前掲注⁽¹¹⁰⁾, pp.47-48.

⁽¹¹⁶⁾ 同上

⁽¹¹⁷⁾ 以下の記述は、Antony Seely, "Corporate tax reform (2010-16)," House of Commons Library Briefing Paper, No.05945, 2016.7.25. <<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/sn05945/>>; Helen Miller and Thomas Pope, "Corporate Tax Changes under the UK Coalition Government (2010-15)," Fiscal Studies, 36(3), 2015, pp.327-347 等を参照した。

化目標が掲げられた⁽¹¹⁸⁾。これを達成するために、2014年度ベースで歳出削減（320億ポンド）と付加価値税率の引上げ⁽¹¹⁹⁾を含む純増税（80億ポンド）を行うとした。他方で、同予算書は、前政権下で民間部門の競争力が低下し、英国経済が公的支出の増加への依存度を強めることになったと指摘し、持続的な経済成長のためには、民間企業がグローバル市場で競争できる環境を整備する必要があるとした。その上で、これを実現するためにG20で最も競争力の高い法人税制を構築することを掲げた⁽¹²⁰⁾。具体的な内容は、①法人税の基本税率を2011～14年に28%から24%まで1%ずつ引き下げる（表4）、②少額利益に対する軽減税率を2011年に21%から20%へと引き下げる、一部の財源を確保するために、③減価償却に関連する制度を見直す（2012年4月から資本控除の償却率の引下げ⁽¹²¹⁾と年次投資控除の限度額の引下げ⁽¹²²⁾を実施）等である⁽¹²³⁾。①～③を合わせた減収見込額は13億ポンド（2014年度ベース）であり⁽¹²⁴⁾、法人税の枠内では税収中立とされていない。2010年6月の緊急予算等を受けて、財務省及び歳入関税庁は、同年11月に「法人税改革—より競争力の高い制度の実現—」と題する文書を公表し⁽¹²⁵⁾、法人税改革に係る5つの方針⁽¹²⁶⁾、5年間のロードマップ、CFC税制⁽¹²⁷⁾の見

表4 英国の法人税率（基本税率）の推移（2010～20年）

| 提案時期 (予算演説等) | 各年における法人税率 | | | | | | | |
|-----------------|------------|------|------|------|------|---------------|---------------|------|
| | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015- 2016 | 2017- 2019 | 2020 |
| 2010年6月 | 28% | 27% | 26% | 25% | 24% | - | - | - |
| 2011年3月 | - | 26% | 25% | 24% | 23% | - | - | - |
| 2012年3月 | - | - | 24% | 23% | 22% | - | - | - |
| 2012年12月 | - | - | - | | 21% | - | - | - |
| 2013年3月 | - | - | - | - | - | 20% | - | - |
| 2015年7月 | - | - | - | - | - | - | 19% | 18% |
| 2016年3月 | - | - | - | - | - | - | - | 17% |
| 2020年3月 | - | - | - | - | - | - | - | 19% |

(注) 下線は、実際に適用された税率を示す。2015年以降、少額利益に対する軽減税率は基本税率に統合される。

(出典) 各年度の予算書等を基に筆者作成。

(118) HM Treasury, "Budget 2010," Session 2010-12, HC61, 2010.6. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/248096/0061.pdf>

(119) 具体的には、2011年1月4日から付加価値税の標準税率を17.5%から20%に引き上げるとした。

(120) 法人税率の引下げが求められた背景には、英国がこれまで金融業を中心に欧州における企業活動の拠点として優位性を保ってきた一方、12.5%という低い法人税率でハイテク企業を誘致するアイルランドや、投資優遇税制等の整備を通じて地域統括会社の立地を促進するベルギーやオランダ等が存在感を高める中で、英国の地位に対する危機感が強まったことがあると指摘されている。青山慶二「英国の銀行課税の経験から得られる銀行税制のありかたへの知見」金融調査研究会事務局編『金融セクターに対する課税のあり方』（金融調査研究会報告書57）2016, p.78. <https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news280916_12.pdf>

(121) 英国では減価償却費の損金算入が認められておらず、これに相当する制度として資本控除（capital allowance）と呼ばれる控除（損金算入）が認められている（酒井 前掲注(118), pp.101-111）。資本控除では機械設備に対して定率法で減価分を控除できる。2010年6月の予算書は、2012年4月から一般税率区分資産の償却率を20%から18%に、特別税率区分資産（一定の排出性能を満たす自動車等）の償却率を10%から8%に引き下げるとした。

(122) 年次投資控除（annual investment allowance）は、自動車以外の一般機械設備に対する各年の支出額について限度額の範囲内で全額の損金算入（即時償却）を認める制度をいう。限度額は、この見直しで一旦引き下げられた後、引上げと引下げが頻繁に繰り返されてきた。詳細は、「Claim capital allowances.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/capital-allowances/annual-investment-allowance>> を参照。

(123) ①のうち2011～12年における法人税率の引下げと②及び③は、2011年財政法で措置された。

(124) 具体的には、①が27億ポンドの減収、②が14億ポンドの減収、③のうち資本控除の見直しが18億ポンドの増収、年次投資控除の見直しが10億ポンドの増収と見込まれている。HM Treasury, *op.cit.*(118), p.40.

(125) HM Treasury and HM Revenue & Customs, "Corporate Tax Reform: delivering a more competitive system," 2010.11. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/81303/corporate_tax_reform_complete_document.pdf>

(126) 具体的には、①課税ベースを維持しつつ税率を引き下げる、②法人税制の安定性を確保する、③税制を最新の事業慣行と整合させる、④税制の複雑化を回避する、⑤納税者間で競争条件の公平性を維持する、の5つである。

(127) 前掲注(79)を参照。

直し案等を提示した。

法人税率（基本税率）は、2010年6月の緊急予算以降も段階的な引下げが継続され、2016年3月の予算演説では2020年に法人税率を17%まで引き下げることが表明された（表4）。また、キャメロン政権では、法人税率の引下げに加えて、パテントボックス税制の導入、研究開発税制の拡充、銀行税（bank levy）の導入等の改正も実施された。

パテントボックス税制は、企業が知的財産権に関連する高付加価値の事業活動を英国内に配置するように促すこと等を目的として、2013年4月に導入された⁽¹²⁸⁾。同制度では、知的財産権に関連する所得に10%の軽減税率が適用される⁽¹²⁹⁾。

研究開発税制⁽¹³⁰⁾については、企業によるイノベーション創出の支援を目的として、①中小企業に対する研究開発費の特別損金算入枠の引上げ⁽¹³¹⁾、②大企業に対する研究開発費の還付付き税額控除（above-the-line）の導入⁽¹³²⁾等が実施された。

銀行税は、2008年以降の世界的な金融危機を引き起こし、多額の公的資金によって救済された金融機関に公平な貢献を求めることや、金融機関のリスクテイクを抑制することを目的として、2011年1月に導入された⁽¹³³⁾。同税は、英国に拠点を置く銀行グループのバランスシート（負債と資本の合計）を課税対象とする⁽¹³⁴⁾。税率は、法人税率の引下げが銀行部門に及ぼす純減税の効果を相殺すること⁽¹³⁵⁾等を目的として、2015年まで段階的に引き上げられた。銀行税は、利益の有無によらず、英国内外で保有する負債と資本に広く課されることから、これを回避するために英国外に拠点の移転を検討する大手銀行が現れるなど、次第に制度の悪影響が顕著になった⁽¹³⁶⁾。2016年1月から銀行税率は段階的に引き下げられ、代わりに銀行部門の一定の所得に対して法人税を税率8%で追加課税する銀行付加税（bank surcharge）が導入されている。

⁽¹²⁸⁾ この制度は、ブラウン政権下で公表された2009年プレ・バジェット・レポートで提案され、2010年11月の文書で改めて導入の方向性が示された（HM Treasury and HM Revenue & Customs, *op.cit.*(125), pp.15, 47-54）。

⁽¹²⁹⁾ 実際の法人税計算では、軽減税率の適用時と税負担軽減額が等しくなるように控除（損金算入）額が調整される。パテントボックス税制は、2016年財政法でOECDの勧告に準拠するために大幅な見直しが実施され、2017年第2次財政法で費用分担に係る計算方法が見直された。IBFD, *op.cit.*(97), p.1617.

⁽¹³⁰⁾ 2000年4月に中小企業に対して a. 適格研究開発費の特別損金算入（通常の100%損金算入に上乘せ）と b. 欠損法人向けの還付付き税額控除が導入され、2002年4月に大企業に対して a の制度が導入された。

⁽¹³¹⁾ 特別損金算入枠は徐々に引き上げられ、2015年4月以降は研究開発費の130%（通常の100%損金算入と合わせて230%）とされる。中小企業は、控除しきれない一定額の14.5%について還付を選択することも可能とされている（同上の注 b）。

⁽¹³²⁾ 研究開発費の一定割合（2018年1月から2020年3月までは12%、2020年4月以降は13%）を税額控除し、控除しきれない一定額を還付する制度である。同制度は、欠損法人にも研究開発のインセンティブを付与する観点から、2013年4月に導入された。大企業は、2013年4月～2016年3月には、特別損金算入と還付付き税額控除を選択可能であったが、2016年4月以降は還付付きの税額控除のみ適用可能とされている。

⁽¹³³⁾ 銀行税の経緯については、青山 前掲注(120), pp.69-84等を参照した。なお、ブラウン政権は、金融機関の高額報酬に対する批判を受けて、2009年12月9日～2010年4月5日の間に被用者に支払われたボーナスの25,000ポンド超の部分に50%の税率で1回に限り課税する「銀行賞与税（bank payroll tax）」を導入した。

⁽¹³⁴⁾ 銀行税の導入当初は、短期負債には0.05%、長期負債及び株式には0.025%の税率が適用された。短期負債による資金調達比、長期負債と比べて金融システムを不安定化させるリスクが大きいため、前者には後者の2倍の税率が課されている。税率の推移は、HM Revenue & Customs, “Introduction: the rate of the bank levy,” 2021.1.4. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/bank-levy-manual/bklml160000>>を参照。

⁽¹³⁵⁾ HM Treasury, “Budget 2011,” Session 2010-12, HC 836, 2011.3, p.27. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/247483/0836.pdf>

⁽¹³⁶⁾ “More to HSBC’s domicile talk than risk of UK leaving Europe,” *Financial Times*, 2015.4.27.

(ii) 税収への影響と評価

財政研究所のミラー (Helen Miller) 氏は、政府が各年度の予算書と同時に公表する税制改正の政策コスト (税収への影響額) を集計した結果を示している (表5)。これによると、2010～16年に表明された法人税率の引下げによる減収額は165億ポンド (表5のa+b)、法人税の増収措置を考慮した正味 (ネット) の減収額は124億ポンド (表5の①+②) と見込まれる (2017年度ベース)⁽¹³⁷⁾。法人税の増収措置としては、前述の減価償却に関連する制度の見直しに加えて、租税回避への対抗措置 (2017年4月から損金算入可能な純支払利子の額を調整所得 (EBITDA)⁽¹³⁸⁾ の30%に制限する措置を導入等) が講じられている。

歳入関税庁及び財務省は、2013年12月に、法人税率の20%への引下げについて、マクロ経済効果を織り込んだ動態的推計を公表した⁽¹³⁹⁾。この推計は、実施後20年目までに、投資は2.5～4.5%増加、GDPの成長率は0.6～0.8%増加し、マクロ経済効果を織り込まない静態的推計に基づく法人税の減収額⁽¹⁴⁰⁾の46～58%が補填される、としている⁽¹⁴¹⁾。

2019年度までの法人税収の実績を見ると、361.8億ポンド (2010年度) から599.5億ポンド (2019年度) に増加している⁽¹⁴²⁾。この増加は一時的な増収要因 (リーマンショック後の企業部門の収益回復、各種の増収措置等) によるものと考えられ、長期的には法人税率の引下げによって法人税収は減少すると予想されている⁽¹⁴³⁾。

キャメロン政権下で行われた法人税率の引下げは、長期的には法人税の機能低下につながるものの、法人税が経済成長に与える悪影響が大きいこと⁽¹⁴⁴⁾等を理由に、肯定的に捉える見方がある⁽¹⁴⁵⁾。他方で、法人税減税は、所得税や付加価値税の減税に比べると経済効率的に有益

表5 2010～16年法人税改正の影響額 (2017年度ベース)
(単位: 10億ポンド)

| 法人税の改正項目 | 増減収見込額 |
|---|--------------|
| ① 2015年以降に提案された措置 | ▲ 3.9 |
| a. 法人税率の20%から17%への引下げ | ▲ 6.8 |
| 銀行付加税 (税率8%) の導入と銀行税の減税 | 0.1 |
| 年次投資控除の恒久的な上限額を20万ポンドに設定 | ▲ 0.7 |
| 租税回避への対抗措置 | 3.1 |
| うち利子控除の制限 | 0.9 |
| その他の措置 ^(注1) | 0.4 |
| ② 2010～14年に提案された措置 | ▲ 8.5 |
| b. 基本税率の28%から20%への引下げ、小規模企業向け軽減税率の21%から20%への引下げ | ▲ 9.7 |
| 資本控除の償却率の引下げ及び年次投資控除の限度額の見直し (引下げ後に引上げ) | 0.8 |
| 租税回避への対抗措置 | 1.2 |
| その他の措置 ^(注2) | ▲ 0.8 |

(注1) 銀行部門の2015年度以前に発生した繰越欠損金の損金算入制限、低排出の事業用車に対する資本控除の延長を含む。

(注2) パテントボックス税制、CFC税制及び研究開発税制の見直しを含む。

(出典) Helen Miller, "What's been happening to corporation tax?" *IFS Briefing Note*, BN206, 2017.5.10, p.6. <<https://www.ifs.org.uk/publications/9207>> を基に筆者作成。

⁽¹³⁷⁾ Helen Miller, "What's been happening to corporation tax?" *IFS Briefing Note*, BN206, 2017.5.10, p.6. <<https://www.ifs.org.uk/publications/9207>>

⁽¹³⁸⁾ 前掲注(6)を参照。

⁽¹³⁹⁾ HM Revenue & Customs and HM Treasury, "Analysis of the dynamic effects of corporation tax reductions," 2013.12.5. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/263560/4069_CT_Dynamic_effects_paper_20130312_IW_v2.pdf> 動態的推計については、前掲注(8)を参照。

⁽¹⁴⁰⁾ 政府が予算書と同時に公表する税制改正の政策コスト (税収への影響額) を指すと見られる。

⁽¹⁴¹⁾ この結果に対しては、税率引下げに対する投資や賃金の感応度が予測よりも上振れ又は下振れした場合には補填率も上下することから、確証のある数値ではないとの指摘が見られる。Miller, *op.cit.*⁽¹³⁷⁾, p.8.

⁽¹⁴²⁾ HM Revenue & Customs, "Table 11.1A: Corporation Tax, Bank Levy and Bank Surcharge Receipts," *Corporation Tax Statistics 2020*, 2020.9. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/statistics/corporation-tax-statistics-2020>>

⁽¹⁴³⁾ Miller, *op.cit.*⁽¹³⁷⁾, pp.2-4; Helen Miller and Thomas Pope, "The changing composition of UK tax revenues," *IFS Briefing Note*, BN182, pp.2, 13-19. <https://www.ifs.org.uk/uploads/publications/bns/BN_182.pdf>

⁽¹⁴⁴⁾ この点に関する実証分析として、Jens Matthias Arnold et al., "Tax Policy for Economic Recovery and Growth," *Economic Journal*, 121(550), 2011.2, pp.59-80 等がある。

⁽¹⁴⁵⁾ Miller, *op.cit.*⁽¹³⁷⁾, p.11.

であるが、公共投資の削減に取り組む中で、財源を充てて実施する価値があるかは明確でないとの指摘もある⁽¹⁴⁶⁾。産業界は、立地競争力の強化の観点から法人税率の引下げを肯定的に評価する一方、非居住用資産レイトの負担軽減を求める声もあるという⁽¹⁴⁷⁾。

3 ドイツ

(1) 法人税制の概要

ドイツにおける事業体には、株式会社、有限会社等の「資本会社 (Kapitalgesellschaft)」、合資会社、合名会社等の「人的会社 (Personengesellschaft)」等がある⁽¹⁴⁸⁾。法人税 (連邦と州の共有税) は資本会社に課され、税率は 15% である (2021 年現在、政府間の権限配分は表 6 を参照)。人的会社にはパス・スルー課税が行われ、出資者に対して所得税 (連邦と州の共有税) が課される。資本会社と人的会社には、連帯付加税 (連邦税) と営業税 (市町村税) も課される。以下本節では、企業に関する税目をまとめて「企業税制」と呼称する。

表 6 企業税制の各税目の権限配分

| 税目 | 立法権 | 収益権 | 執行権 |
|-------|-----|----------------------|-------------------|
| 法人税 | 連邦 | 連邦／州 ^(注1) | 州 ^(注2) |
| 所得税 | 連邦 | 連邦／州 ^(注3) | 州 ^(注2) |
| 連帯付加税 | 連邦 | 連邦 | 州 ^(注2) |
| 営業税 | 連邦 | 市町村 ^(注4) | 州／市町村 |

(注 1) 徴税地に応じて各州に税収配分される。

(注 2) 連邦からの委任による。

(注 3) 徴税地に応じて各州に税収配分される。市町村も一定割合の税収配分を受ける (事実上、連邦・州・市町村の共有税)。

(注 4) 一定割合を連邦及び州に配分する。

(出典) Bundesministerium der Finanzen, “Steuern von A bis Z,” 2019, pp.26-27. <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Downloads/Broschueren_Bestellservice/2018-03-26-steuern-von-a-z.pdf?__blob=publicationFile&v=5> 等を基に筆者作成。

連帯付加税は、東西ドイツ統一に当たって旧東ドイツ諸州の支援に必要な財源確保のために導入され、法人税又は所得税に上乗せして課される⁽¹⁴⁹⁾。連帯付加税の税率は、法人税額の 5.5% である (= 法人税の課税対象額の 0.825%)。連帯付加税は、所得税にも課される (税率は所得税額の 5.5%) が、課税対象者は 2021 年以降、大幅に縮小されている⁽¹⁵⁰⁾。

営業税は、資本会社及び人的会社を含め、国内で継続的に事業を行う者 (医師、建築士、弁護士、芸術家等の自由業者を除く。) に課される。営業税の課税標準には、法人税又は所得税の課税所得に一定の加算・減算を行ったものが用いられる。営業税額は、課税標準に基本税率 3.5% を乗じた額 (課税基準額) に、さらに各市町村が定める乗率 (200 ~ 490% 程度) を掛け

⁽¹⁴⁶⁾ 財政研究所のポール・ジョンソン (Paul Johnson) 氏によるコメント。Vanessa Houlder, “Corporation tax cuts cost UK over £5bn a year,” *Financial Times*, 2014.7.10.

⁽¹⁴⁷⁾ 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング「経済産業省委託調査 平成 28 年度産業経済研究委託事業 (法人課税負担の実態に関する調査) 報告書」2017.3, p.46. <https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000009.pdf>

⁽¹⁴⁸⁾ 以下の記述は、IBFD, *op.cit.*(97), pp.577-583; 池田良一『ドイツ進出企業の税制と実務』税務経理協会, 2016, pp.63-131 等を参照した。事業体全体に占める資本会社の割合は 2 割程度であり、それ以外の事業体の割合が多い。この点はドイツにおける企業形態の大きな特徴の 1 つとされている。“Unternehmensregister: Rechtliche Einheiten nach zusammengefassten Rechtsformen.” Statistisches Bundesamt (Destatis) website <<https://www.destatis.de/DE/Themen/Branchen-Unternehmen/Unternehmen/Unternehmensregister/Tabellen/unternehmen-rechtsformen-wz08.html>>

⁽¹⁴⁹⁾ 連帯付加税の概要や導入経緯は、尾崎乾介「ドイツの連帯付加税」『レファレンス』728 号, 2011.9, pp.109-115. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050700_po_072806.pdf?contentNo=1> を参照。

⁽¹⁵⁰⁾ 2021 年以降、非課税限度額の大幅な引上げ等によって、従前の納税義務者の 90% が非課税となり、同 6.5% が減税となる (連帯付加税の減税に関する法律 (Gesetz zur Rückführung des Solidaritätszuschlags 1995 vom 10. Dezember 2019 (BGBl. I S. 2115))。所得税の課税対象となる中小事業者 (人的会社、個人事業者) は当該措置の恩恵の対象になり得るが、法人税の課税対象となる資本会社には従前どおり連帯付加税が課される。

て算出される。ドイツにおける法定実効税率（法人税、連帯付加税及び営業税の法定税率の合計、営業税の乗率は平均値を使用）は、29.9%である（2020年現在）。

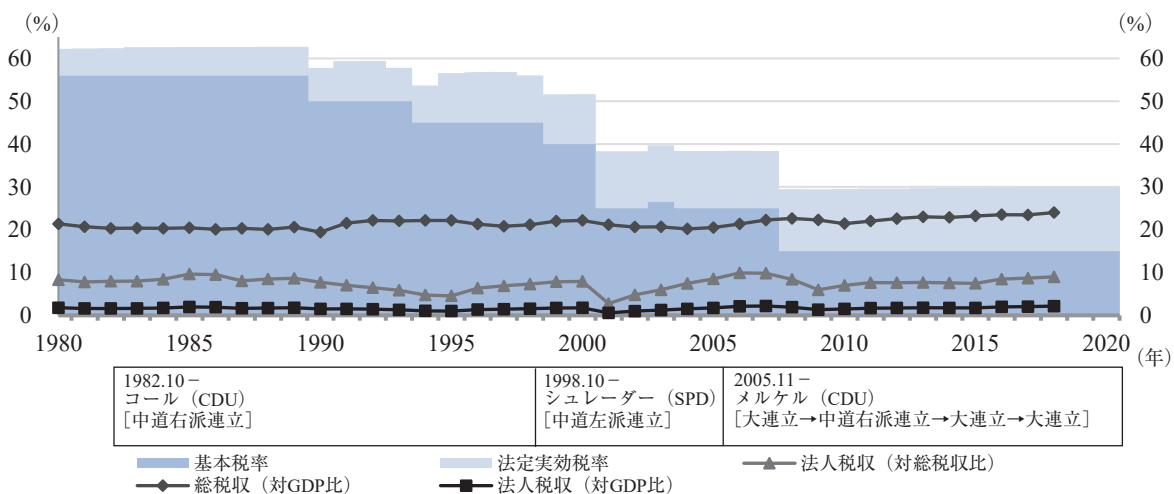
(2) 法人税をめぐる主な経緯

ドイツ⁽¹⁵¹⁾では、配当に対する所得税と法人税の二重課税を調整する観点から、1953年に留保利益と配当利益に対する法人税率が分離された⁽¹⁵²⁾。1953年には留保利益に対する法人税率は60%、配当利益に対する法人税率は30%とされ、その後、数度変更されてきた。1977年には、配当への二重課税を排除するために、完全インピュテーション方式⁽¹⁵³⁾が導入され、留保利益に対する法人税率は56%、配当利益に対する法人税率は36%とされた。この税率は、1990年の税率引下げまで継続された（1980年以降の法人税率、法人税収等の推移は図5を参照）。

1990年以降は、EUの市場統合が進められる中で、ドイツ企業の国際競争力を向上させるために、段階的に法人税率が引き下げられてきた。具体的には、1990年には留保利益に対する法人税率が50%に引き下げられ（配当利益に対する法人税率は36%に据置き）、1994年には留保利益に対する法人税率が45%、配当利益に対する法人税率は30%に引き下げられた。1999年に留保利益に対する法人税率は40%に引き下げられた（配当利益に対する法人税率は30%に据置き）。後述のとおり、2000年と2008年には大規模な法人税改革が実施された⁽¹⁵⁴⁾。

ドイツは、先進主要国の中では例外的に長らく研究開発税制を有していなかったが、投資先

図5 ドイツにおける法人税率、法人税収等の推移（1980年以降）



(出典) OECD.Stat, “Corporate Tax Statistics”; *idem*, “Revenue Statistics”; *idem*, “National Accounts”; Alexander Klemm, “Corporate tax rate data,” 2003.1.1. Institute for Fiscal Studies website <<https://www.ifs.org.uk/publications/3210>>; 和田絢子・宮畑建志「欧米10か国の歴代政権及び政権政党」『レファレンス』788号, 2016.9, pp.67-89. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10195998_po_078804.pdf?contentNo=1>等を基に筆者作成。

(151) 東西ドイツ統一前は、旧西ドイツの制度を記述している。ドイツ統一条約に基づき、1991年から旧東ドイツで旧西ドイツの税法の適用が開始された。

(152) 以下の経緯に関する記述は、手塚貴大『法人・企業課税の理論』（租税法研究双書 8）弘文堂，2017，pp.39-44；半谷俊彦「ドイツにおける税制改革の潮流」『CUC view & vision』27号，2009.3，pp.6-12等を参照した。第2次世界大戦後に復興が一段落すると、株主が企業に配当を要求するようになり、配当に対する二重課税の問題が焦点になった。インピュテーション方式の導入までは、主に税率の操作によって、この問題への対応が図られてきた。

(153) インピュテーション方式のうち配当に係る支払済みの法人税額を全額控除する方式をいう。

(154) この間の2003年には、2002年8月のエルベ川・ドナウ川大洪水による被災の復興資金に充当するため、1年に限り法人税率は25%に1.5%を上乗せした26.5%とされた。

としての競争力向上等を目的として、2020年から研究開発税制を導入した⁽¹⁵⁵⁾。

(3) シュレーダー政権の改革（1999～2000年）

1998年10月に発足したシュレーダー（Gerhard Schröder）政権（社会民主党（SPD）と緑の党の連立政権）は、10%を超える失業率の改善と東西ドイツ統一後に急速に悪化した財政の健全化という課題に直面していた⁽¹⁵⁶⁾。同政権は、歳出面では緊縮財政路線を採る一方、税制面では「失業問題の解決を目的とした産業競争力の強化、税制の簡素化、より一層の公平の実現を目指した税制」をスローガンに一連の税制改革を進めた。

1999年3月には、所得減税及び法人減税を柱とする「1999/2000/2002年減税法」⁽¹⁵⁷⁾が制定され、1999年から留保利益に対する税率は45%から40%に引き下げられた（配当利益に対する税率は30%に据置き）⁽¹⁵⁸⁾。これに続き2000年10月には、所得税と法人税の税率引下げ等の大規模な減税を主要内容とする「税率引下げ及び企業税制改革に関する法律」⁽¹⁵⁹⁾が制定された（以下「2000年税制改革」）。同法では、企業の大規模な税負担軽減を通じて、ドイツの立地競争力を向上させ、国内の投資及び雇用を増加させること等を目的として、以下の企業税制改革が実施された。第一に、配当利益と留保利益に対する法人税率が統一され、2001年から一律25%に引き下げられた。第二に、法人税の課税ベースの拡大策として減価償却制度の見直し（控除率の引下げ等）⁽¹⁶⁰⁾が実施された。第三に、完全インピュテーション方式は、税額控除の適用を外国株主に認めておらず、資本が自由に移動するグローバル経済に適合していない制度であること等を理由に廃止された⁽¹⁶¹⁾。代わりに、個人株主の受取配当について配当所得一部控除方式（配当額の50%を所得税の課税所得に算入する方式）が導入された⁽¹⁶²⁾。第四に、人的会社等の税負担を軽減するため、営業税の課税基準額の180%について所得税額から税額控除を認める措置⁽¹⁶³⁾が講じられた。

2000年税制改革では、増収措置が講じられているものの、企業税制全体では106億ドイツマルクの減収が見込まれた（表7）。こうした減収は、持続的な歳出抑制と減税政策による経

⁽¹⁵⁵⁾ 研究開発に対する税制優遇措置に関する法律（Gesetz zur steuerlichen Förderung von Forschung und Entwicklung vom 14. Dezember 2019 (BGBl. I S. 2763)）によって導入された。同制度では一定の研究開発費（人件費等は全額、委託費用は60%）について200万ユーロを上限に25%の税額控除が認められる。

⁽¹⁵⁶⁾ 中村良広「現代ドイツ税制改革論—「税制改革2000」を中心に—」『商経論集』36(2・3・4), 2001.3, pp.31-59; 鈴木義夫「ドイツにおける2000年税制改革の特徴」『明大商学論叢』83(1), 2001.1, pp.117-133.

⁽¹⁵⁷⁾ Steuerentlastungsgesetz 1999/2000/2002 vom 24. März 1999 (BGBl. I S. 402)

⁽¹⁵⁸⁾ 法人税率の引下げ（平年度ベースで38.1億ドイツマルクの増収）とともに、課税ベースの拡大措置（例えば、所得間の損失相殺を制限する措置等（同9.6億ドイツマルクの増収））も講じられた。BT-Drs. 14/443, pp.45-83.

⁽¹⁵⁹⁾ Gesetz zur Senkung der Steuersätze und zur Reform der Unternehmensbesteuerung vom 23. Oktober 2000 (BGBl. I S. 1433) 連邦参議院における同法案の審議では、一定の修正（所得税の最高税率の引下げ等）を加えることを条件に可決された。これを受けて、2000年12月に追加的な減税措置を定めた減税補完法（Gesetz zur Ergänzung des Steuersenkungsgesetzes vom 19. Dezember 2000 (BGBl. I S. 1812)）が制定された。中村 前掲注⁽¹⁵⁶⁾, pp.46-47.

⁽¹⁶⁰⁾ 具体的には、動産に係る定率法の償却率が30%から20%に、また、企業の建物に係る定額法の償却率が4%から3%に引き下げられた。

⁽¹⁶¹⁾ Hans Eichel, “Steuerreform 2000: Mehr Beschäftigung durch Investitionen,” *Wirtschaftsdienst*, 80(2), 2000, p.76. <<https://www.econstor.eu/bitstream/10419/40623/1/625178939.pdf>> アイヒェル（Hans Eichel）財務大臣（当時）による2000年税制改革の趣旨に関する解説記事。完全インピュテーション方式が廃止された背景については、前掲注⁽¹⁵⁶⁾も参照のこと。

⁽¹⁶²⁾ なお、2008年企業税制改革法では、個人の金融所得課税の改革として、金融所得への源泉分離課税（連帯付加税と合わせて税率26.375%）が導入された。これに伴い、配当所得一部控除方式は廃止された。

⁽¹⁶³⁾ 当初の法案では、パス・スルー課税により個人段階で所得税の課税対象となる人的会社に対して法人税の課税を選択可能とする権利を付与することが盛り込まれていたが、法案の修正によって導入が見送られた。中村 前掲注⁽¹⁵⁶⁾, p.8.

済成長がもたらす増収で補填されると説明されていた⁽¹⁶⁴⁾。

2000年税制改革は、期待された効果をもたらさず、景気低迷もあいまって、2002年以降にマーストリヒト条約（1992年に署名されたEU条約）による通貨統合の参加基準（財政赤字を対GDP比で3%以下に抑制）が達成されない財政状況を招いたと評されている⁽¹⁶⁵⁾。2000年税制改革をめぐっては、減価償却制度の縮小によって限界実効税率が上昇するため、国内企業の実物投資を増加させる効果は限定的である一方、法定税率の引下げによって平均実効税率が低下するため、国外からの投資先としての魅力は向上する、との分析がある⁽¹⁶⁶⁾。

(4) メルケル政権の改革（2008年）

(i) 改革の背景と概要

2005年11月にキリスト教民主同盟（CDU）のメルケル党首を首相とする大連立政権が発足した⁽¹⁶⁷⁾。当時のドイツでは、経済成長率の低迷、失業者の増加に加えて、財政赤字の解消が課題とされていた。同月の連立協定では、①2007年から付加価値税率の引上げと所得税の最高税率の引上げ、②2008年から企業税制改革の実施、といった方針が明記された⁽¹⁶⁸⁾。2006年6～7月に①に関する法律⁽¹⁶⁹⁾が制定され、財政再建に一定の目途が付いたことを受けて、2006年後半から②の議論が開始され、2007年8月に「2008年企業税制改革法」⁽¹⁷⁰⁾が制定された⁽¹⁷¹⁾。

改正前の法定実効税率は38.65%（営業税の乗率を400%で算出）と、EU諸国で最高水準にあり、企業の国際競争力やドイツの立地競争力の阻害要因と認識されていた。同法では、これらの競争力向上を目的として、EU諸国の平均的な税率水準を意識し、法人税率は25%から

表7 2000年税制改革による増減収見込額
（平年度ベース）（単位：10億ドイツマルク）

| 項目 | 増減収見込額 |
|-----------------------|--------|
| 全体 | ▲ 62.5 |
| 企業税制の見直し（資本金会社及び人的会社） | ▲ 10.6 |
| 法人税率の引下げ等 | ▲ 20.4 |
| 人的会社等への税負担軽減措置 | ▲ 6.1 |
| 減価償却制度の見直し | 17.0 |
| その他の措置 | ▲ 1.0 |
| 所得税の見直し（税率の引下げ等） | ▲ 51.9 |

（注）「減税補完法」の影響額を含む。
（出典）Michael Keen, “The German Tax Reform of 2000,” *International Tax and Public Finance*, 2002.9, 9(5), p.607; Bundesministerium der Finanzen, “Finanzielle Auswirkungen des Gesetzes zur Senkung der Steuersätze und zur Reform der Unternehmensbesteuerung sowie der Entschließung des Bundesrates vom 14. Juli 2000 (Steuersenkungsgesetz - StSenkG),” 2000.7.18. (Internet Archiveにより保存されたページ) <<https://web.archive.org/web/20000916025348/http://www.bundesfinanzministerium.de/infos/auswisteu.pdf>> を基に筆者作成。

⁽¹⁶⁴⁾ Eichel, *op.cit.*(166), p.77.

⁽¹⁶⁵⁾ 植松利夫編著『図説日本の税制 令和元年度版』財経詳報社, 2020, pp.288-289.

⁽¹⁶⁶⁾ Michael Keen, “The German Tax Reform of 2000,” *International Tax and Public Finance*, 2002.9, 9(5), pp.603-621.

⁽¹⁶⁷⁾ 以下の記述は、関野満夫『現代ドイツ税制改革論』税務経理協会, 2014, pp.87-141等を参照した。

⁽¹⁶⁸⁾ “Gemeinsam für Deutschland. Mit Mut und Menschlichkeit: Koalitionsvertrag von CDU, CSU und SPD,” 2005.11, pp.80-82. <https://www.cdu.de/system/tdf/media/dokumente/05_11_11_Koalitionsvertrag_Langfassung_navigierbar_0.pdf?file=1&type=field_collection_item&id=543>

⁽¹⁶⁹⁾ Haushaltsbegleitgesetz 2006 vom 29. Juni 2006 (BGBl. I S. 1402); Steueränderungsgesetz 2007 vom 19. Juli 2006 (BGBl. I S. 1652)

⁽¹⁷⁰⁾ Unternehmensteuerreformgesetz 2008 vom 14. August 2007 (BGBl. I S. 1912)

⁽¹⁷¹⁾ なお、連邦財務省は、2008年企業税制改革法の制定過程で公表した文書で、改革の主な目的として、①ドイツの直接投資先としての魅力向上と租税回避への対抗、②資本金会社、人的会社等の法的形態の違いによる税負担の中立性の確保、③市町村税収の安定性、課税の透明性の向上、政府間の資金循環の簡素化、④個人の金融所得課税の改革、の4点を挙げている。Bundesministerium der Finanzen, “Monatsbericht des BMF,” 2007.3, pp.91-95. <https://www.bundesfinanzministerium.de/Monatsberichte/2001-2016/Inhalte/Monatsbericht-Archiv-Downloads/2007/Monatsbericht_Maerz_2007.pdf?__blob=publicationFile&v=4>

15%、営業税の基本税率は5%から3.5%に引き下げられ、法定実効税率は29.83%となった。シュレーダー政権下の税制改革とは異なり、法人税率と営業税率の双方が引下げの対象とされた。

法定実効税率の高さが問題視される一方で、国民経済計算上の企業利潤の総額に対する税務統計上で把握される企業利潤の総額は3分の2程度にとどまり、企業利潤が法人税の課税ベースとして十分に捕捉されていないという問題が指摘されていた⁽¹⁷²⁾。その要因は、ドイツ企業による租税回避、すなわち、企業が国外関連者への利子やロイヤリティの支払等によって損金算入額を増やし、ドイツ国内の課税ベースを縮小させることにあると考えられていた⁽¹⁷³⁾。

2008年企業税制改革では、こうした問題への対応を図るとともに一定の税収を確保する観点から、課税ベースの拡大策が講じられた。具体的には、①損金算入が可能な純支払利子の額を調整所得(EBITDA)の30%に制限する、②法人税、所得税及び営業税⁽¹⁷⁴⁾の算定時に損金算入が認められていた営業税額を損金不算入とする、③営業税の課税標準を算定する際の加算項目で企業の事業規模に応じた課税(外形標準課税)を拡大する⁽¹⁷⁵⁾、④減価償却制度の定率法を廃止して定額法のみとする、等である。営業税は市町村の重要な財源であることから、②及び③の改正に加えて、営業税収の一部を連邦及び州に配分する割合の引下げも行われ、市町村の営業税収は見直し全体でほぼ税収中立とされた。③の改正には、通常の法人所得課税と比べて税収が景気変動に左右されにくいとされる外形標準課税を拡大して、市町村税収の安定化を図る目的もあった。

また、2008年企業税制改革では、人的会社の負担軽減策として、①人的会社の留保利益に対して通常の所得税率(超過累進税率)ではなく、28.25%の比例税率で課税する(これに加えて連帯付加税を課税)、②所得税額から営業税の一定額の税額控除を認める制度について、控除率を営業税の課税基準額の180%から380%に引き上げる、といった措置が講じられた。

(ii) 税収への影響と評価

2008年企業税制改革では、減収見込額の約6分の5が増収見込額で相殺され、ネットの減収見込額は約50億ユーロであった(表8)。この改革では、立地競争力等を向上させる観点から、企業税制の枠内で税収中立を図るのではなく、ネットの減収額として50億ユーロを上限とする財源が予め確保されていた⁽¹⁷⁶⁾。

連邦財務省は、2008年企業税制改革によるマクロ経済効果等を踏まえて、2012年までの企業税制の税収見通しを示した⁽¹⁷⁷⁾。すなわち、法人税収及び営業税収の合計は、2007年には583億ユーロであるところ、2008年には526億ユーロに減少するが、その後は回復し、2012年には749億ユーロにまで増加するとした。実際には、2008年のリーマンショック後に税収

⁽¹⁷²⁾ Stefan Bach and Nadja Dwenger, "Unternehmensbesteuerung: trotz hoher Steuersätze mäßiges Aufkommen," *DIW Wochenbericht*, 74(5), 2007.1.31, pp.57-65. <<https://www.econstor.eu/bitstream/10419/151488/1/07-05-1.pdf>> 上述の連邦財務省の文書でも、この点に言及されている (*ibid.*, pp.89-90)。

⁽¹⁷³⁾ 関野 前掲注⁽⁶⁷⁾, pp.95-97。

⁽¹⁷⁴⁾ 改正前には営業税の計算時に営業税額自体を損金算入することが認められていた。詳細は、トーマツ編『欧州主要国の税法』中央経済社, 2002, pp.138-140を参照。

⁽¹⁷⁵⁾ 改正前には長期債務利子の50%が加算されたが、改正後は①長期・短期を含む全ての債務利子、②不動産の賃借料の20%、③不動産の賃借料の75%(後に50%に引下げ)、④ライセンス料の25%などの合計額が非課税枠10万ユーロを超える場合に、その超過額の25%が加算されることになった。

⁽¹⁷⁶⁾ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「ドイツ企業税制改革の地方税財政への影響調査報告書」(東京都主税局委託調査) 2019.3.29, p.63. <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/material/pdf/h3103/de/1-1_de_all.pdf>

⁽¹⁷⁷⁾ Bundesministerium der Finanzen, "Unternehmenssteuerreform 2008 - Häufige Fragen und Antworten (Teil 2)." C.H.Beck website <<https://rsw.beck.de/docs/librariesprovider5/rsw-dokumente/Fragen-Antworten-Teil2>>; 関野 前掲注⁽⁶⁷⁾, pp.105-111。

表8 2008年企業税制改革による影響額（平年度ベース）

（単位：億ユーロ）

| 主な減収項目 | | 主な増収項目 | |
|------------------------------|---------|-------------------|-------|
| ・法人税率の引下げ（25% → 15%） | ▲ 125.6 | ・営業税の損金算入の廃止 | 114.5 |
| ・営業税の基本税率の引下げ（5% → 3%） | ▲ 72.9 | ・国内課税基礎の強化による増収 | 38.9 |
| ・所得税の営業税控除率の引上げ（1.8 → 3.8 倍） | ▲ 52.7 | ・定率減価償却制度の廃止 | 33.7 |
| ・人的企業に対する所得税率の軽減 | ▲ 40.5 | ・移転価格税制の強化 | 17.7 |
| ・金融所得に対する一律25%の源泉分離課税 | ▲ 8.7 | ・支払子制限の導入（30%） | 10.8 |
| | | ・企業買収規則の厳格化 | 14.8 |
| | | ・有価証券を利用した租税回避の制限 | 11.8 |
| 減収見込額（合計） | ▲ 316.5 | 増収見込額（合計） | 266.6 |
| ネットの減収見込額：▲ 49.90 | | | |

（出典）BR-Drs. 220/07, pp.65-71; BT-Drs. 16/5491, p.27; 「資料（法人課税の国際比較）」（税制調査会第3回専門家委員会）2010.4.7, [p.7]. 内閣府ウェブサイト <https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/senmon/2010/_icsFiles/afieldfile/2010/11/19/sen3kai6.pdf> を基に筆者作成。

が落ち込んだこともあり、2012年の法人税収及び営業税収の合計（実績値）は592億ユーロ（予測値の8割弱）にとどまった⁽¹⁷⁸⁾。他方で、2000～17年までの財政収支の変動について要因分解を行った分析によると、2008年企業税制改革に伴う供給力強化や直接的な増収の効果は、財政収支（2014年以降に財政収支は黒字化）に一定のプラスの効果を及ぼしている、との結果が示されている⁽¹⁷⁹⁾。

産業界は、2008年企業税制改革についてはドイツの立地競争力を向上させると肯定的に評価する一方、税負担の増加につながる課税ベースの拡大、特に外形標準課税の拡大については批判的である⁽¹⁸⁰⁾。また、産業界には、世界的な法人税率の引下げ競争が収束しない中で、更なる税率の引下げを求める声もあるという。市町村は、税率引下げによって立地競争力が向上し、外形標準課税の拡大によって市町村税収が安定化したことを肯定的に評価している⁽¹⁸¹⁾。

4 フランス

(1) 法人税制の概要

フランスにおける法人税（国税）の税率（売上高が2.5億ユーロ以上である法人に適用）は、27.5%である（2021年現在）⁽¹⁸²⁾。法人税率は、2018年以降、段階的な引下げが実施されており、2022年に25%となる予定である（表9）。一定の条件を満たす中小企業の課税所得⁽¹⁸³⁾には、軽減税率15%が適用される。法人税の課税対象者は、株式会社や有限会社等である。一般的

⁽¹⁷⁸⁾ Bundesministerium der Finanzen, “Finanzbericht 2014,” p.283. <https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Oeffentliche_Finanzen/Wirtschafts_und_Finanzdaten/Finanzberichte/Finanzbericht-2014-anl.pdf?__blob=publicationFile&v=3>; 関野 同上, p.111.

⁽¹⁷⁹⁾ 具体的には、財政収支（対GDP比）の変動を要因分解すると、①財政収支にマイナスの効果を与える景気循環要因はリーマンショック後に拡大したものの、2015年以降ほぼゼロになっている、②税制改革による供給強化要因は2014年以降では財政収支（対GDP比）を平均0.6%程度改善させる効果がある、③税制改革による直接的な増収効果は2011年以降に財政収支を改善させており、2017年には対GDP比で1.5%程度のプラスの効果がある、との結果が示されている（三菱UFJリサーチ&コンサルティング 前掲注⁽¹⁷⁸⁾, pp.71-72）。なお、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが2019年1月に実施した連邦財務省へのインタビューによると、連邦財務省は2008年企業税制改革について、①内部で事後に効果検証を実施しているものの、結果は公表していない、②税制改革の効果は事前の推計値とそれほど大きな変化はないものと考えている、とのことである（同, p.69）。

⁽¹⁸⁰⁾ 同上, pp.72-73.

⁽¹⁸¹⁾ 関野 前掲注⁽¹⁷⁸⁾, pp.109-110; 同上, p.73.

⁽¹⁸²⁾ 以下の記述は、IBFD, *op.cit.*(97), pp.537-545; デロイトトーマツ税理士法人 前掲注⁽⁹⁷⁾, pp.126-152; 「フランス税制」JETROウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/world/europe/fr/invest_04.html> 等を参照した。

⁽¹⁸³⁾ 株式の75%以上が個人又はその他の小規模企業によって保有され、かつ、売上高が1000万ユーロ（2020年以前は763万ユーロ）以下である企業の場合、38,120ユーロ以下の課税所得に軽減税率が適用される。

なパートナーシップは法人税の課税を選択することが認められているが、これを選択しない場合には出資者に対してパス・スルー課税が行われる。

一定の企業（年間の売上高が763万ユーロ以上で、かつ法人税額が76.3万ユーロ超）には、法人税の支払額のうち76.3万ユーロ超の部分に3.3%の法人利益社会税が課される。

フランスの地方税には、法人所得を課税ベースとする税目は見られないが、外形標準課税の一種である地域経済税が設けられている⁽¹⁸⁴⁾。地域経済税は、①事業者の不動産賃貸価値を課税標準とする企業不動産税と②事業者の付加価値(売上高等から原材料費等を差し引いて算出)を課税標準とする企業付加価値税の2つで構成される。

表9 フランスの法人税率の推移（2021年1月現在）

| 売上高（ユーロ） | 課税所得（ユーロ） | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年（予定） |
|------------|----------------|-------|---------------|--------------|------------------|-----------|
| 1000万以下 | 38,120以下 | 15% | 15% | 15% | 15% | 25% |
| | 38,121～500,000 | 28% | 28% | 28% | 26.5% | |
| | 500,000超 | 33⅓% | 31% | | | |
| 1000万～2.5億 | 500,000以下 | 28% | 28% | | 27.5% (26.5%) | |
| | 500,000超 | 33⅓% | 31% | | | |
| 2.5億以上 | 500,000以下 | 28% | 28% | 31% (28%) | | |
| | 500,000超 | 33⅓% | 33⅓% (31%) | | | |

（注1）売上高2.5億ユーロ以上の法人への適用税率は、「デジタルサービス税の創設及び法人減税の予定変更に関する法律」等によって2018年予算法の制定時の当初予定（括弧内に示す税率）が変更された。

（注2）軽減税率（15%）の対象となる法人の売上高は、2020年以前は763万ユーロ以下とされていた。

（出典）IBFD, *Global Corporate Tax Handbook 2020*, 2020, p.541等を基に筆者作成。

（2）法人税をめぐる主な経緯

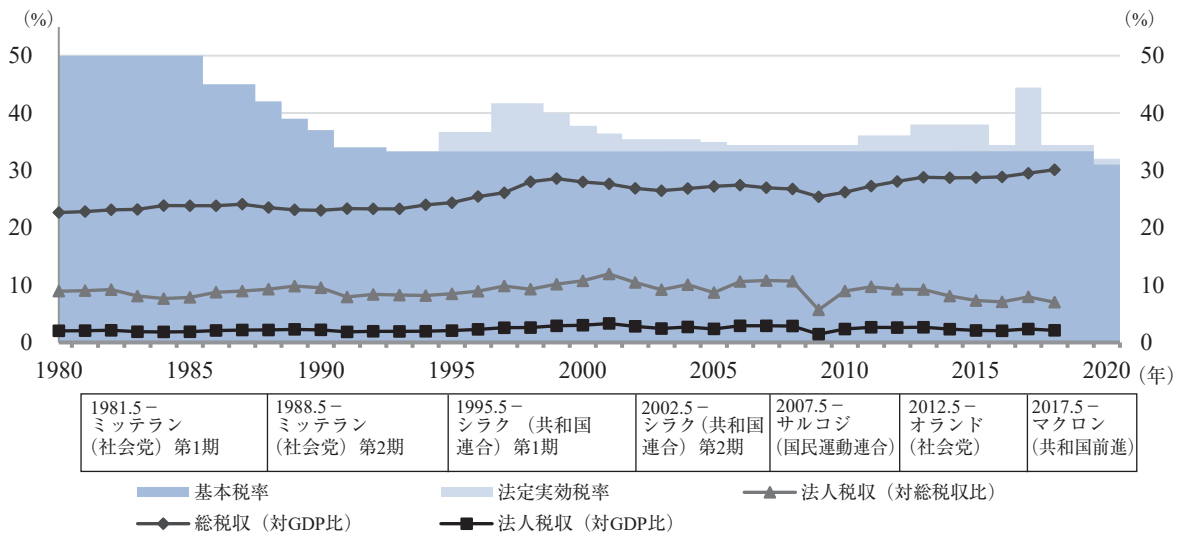
法人税は1948年に所得税から独立した税目として創設された⁽¹⁸⁵⁾。法人税の基本税率は、当初24%であったが、徐々に引き上げられ、1958年には50%とされた。この税率は、30年近く維持された。1986年以降、法人税の基本税率は、EU諸国との法人税率を調和させるために段階的に引き下げられ、1993年に33⅓%とされた⁽¹⁸⁶⁾。この税率は、引下げ当初こそEU諸国の中で最低水準にあったが、その後、税率が据え置かれた間に、他のEU諸国で法人税率の引下げが進んだことから、相対的に高い水準に位置することになった。マクロン（Emmanuel Macron）政権では、法人税の基本税率を2022年までに段階的に25%に引き下げることが決定された（1980年以降の法人税率、法人税収等の推移は図6を参照）。

⁽¹⁸⁴⁾ 地域経済税は、2010年に職業税に代わって導入された。その詳細は、松浦茂「フランスにおける地方の財政自主権と経済危機下の地方税財政改革—職業税の廃止と地域経済税の創設をめぐる—」『レファレンス』743号、2012.12, pp.47-72. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4059578_po_074303.pdf?contentNo=1>に詳しい。

⁽¹⁸⁵⁾ 以下の記述は、Ault et al., *op.cit.*⁽¹⁰⁰⁾, pp.75-79; Marie Magnien, “Qu’est-ce que l’impôt sur les sociétés?” (Rapport Particulier N°1). Cour des comptes website <<https://www.ccomptes.fr/sites/default/files/EzPublish/20170112-rapport-particulier-1-qu-est-ce-que-impots-societes.pdf>>等を参照した。

⁽¹⁸⁶⁾ なお、1989～92年の間には、留保利益と配当利益に異なる税率が適用された。すなわち、前者は39%（1989年）、37%（1990年）、34%（1991～92年）、後者は42%（1989～92年）であり、留保時に前者の税率を課し、配当時に後者と前者の差額の税率を追加的に課す仕組みであった。Ault et al., *ibid*, p.75.

図6 フランスにおける法人税率、法人税収等の推移（1980年以降）



(注) 法定実効税率には法人税に対する付加税が含まれる。
 (出典) OECD.Stat, “Corporate Tax Statistics”; *idem*, “Revenue Statistics”; *idem*, “National Accounts”; Alexander Klemm, “Corporate tax rate data,” 2003.1.1. Institute for Fiscal Studies website <<https://www.ifs.org.uk/publications/3210>>; 和田絢子・宮畑建志「欧米10か国の歴代政権及び政権政党」『レファレンス』788号, 2016.9, pp.67-89. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10195998_po_078804.pdf?contentNo=1>等を基に筆者作成。

フランスでは、財政赤字の削減策として、法人税に対する付加税がたびたび導入されてきた。例えば、1995年には、マーストリヒト条約による通貨統合の参加基準を満たすために財政赤字の削減が急務であったことから、法人税額に10%を課す付加税が導入された。この付加税は、2001年以降、段階的に縮小され、2006年に廃止された。1997～99年には、緊急的な財政赤字の削減策として、年間売上高が5000万フラン以上の大企業について法人税額に15%を課す時限的な付加税が新たに導入された（1999年には税率を10%に引下げ）。これに入れ替わる形で、2000年には、週35時間制の導入企業に対する公的支援の財源確保を目的として、一定の企業の法人税額に3.3%を課す法人利益社会税が導入された。

1997年から中小企業の自己資本の強化を目的として、中小企業向けの軽減税率が導入された。一定の条件下で、当初は軽減税率19%が適用され、2002年以降は38,120ユーロ以下の課税所得に軽減税率15%が適用されている。

1965年には、配当に対する所得税と法人税の二重課税を調整するために、インピュテーション方式 (avoir fiscal) が導入された⁽¹⁸⁷⁾。同方式は、欧州司法裁判所判決を受けて⁽¹⁸⁸⁾、2005年に廃止され、代わりに個人の受取配当について配当所得一部控除方式（配当額の50%を所得税の課税所得に算入する方式）が導入された⁽¹⁸⁹⁾。

(187) 同制度は、証券取引を通じた貯蓄性投資への優遇策として導入され、フランスに住所又は本拠地を有する受益者がフランス法人から配当を受け取る場合に、受取配当の50%相当額の税額控除を認める制度であった。法人税率が33⅓%（付加税なし）の場合、税額控除額と支払済みの配当に係る法人税額は等しくなる。菅原計「フランスにおける法人所得課税制度の特質」『経営論集』44号, 1997.2, pp.24-25.

(188) 直接的には、2000年6月6日の欧州司法裁判所判決（Case C-35/98, ECLI:EU:C:2000:294）が廃止に影響したとされる（Magnien, *op.cit.*(185), p.3）。前掲注(187)も参照のこと。

(189) フランス法人に加えてEU域内又は租税条約の締結国に設置された法人からの受取配当にも適用可能な制度とされた。現在は、個人の受取配当について、分離課税を選択した場合には調整措置がなく、総合課税を選択した場合には配当所得一部控除方式（配当額の60%を所得税の課税所得に算入する方式）が適用される（本稿末尾の別表を参照）。

なお、フランスでは、1983年から研究開発税制が導入されているほか、2000年からパテントボックス税制が導入されている⁽¹⁹⁰⁾。

(3) マクロン政権の改革（2017年以降）

(i) 2018年予算法

2017年5月に発足したマクロン政権では、2017年12月30日に2018年予算法⁽¹⁹¹⁾が制定された。同法は、①富を再分配する前に富を創出しなければならないとの考えの下、投資やイノベーションを促進するための措置（供給側刺激策）と、②家計の購買力向上のための措置（需要側刺激策）を実施し、かつ、③財政赤字の対GDP比を3%以内とするなど、EUの財政ルールの基準を達成し、財政健全化を着実に進める、という3本の柱で構成された⁽¹⁹²⁾。

①については、立地競争力を改善し、投資を促進するために、2022年までに法人税の基本税率を33⅓%からEU諸国の平均である25%に段階的に引き下げる方針が定められた（表9）。2018年には課税所得50万ユーロ以下に適用される税率（軽減税率を除く。）は一律28%とされた。同法では、競争力及び雇用のための税額控除⁽¹⁹³⁾を2019年に廃止し、その財源を雇用主の社会保障負担等の軽減に充てることも盛り込まれた。なお、同法では、燃料税やたばこ税の増税といった増収項目はあるが、法人税率引下げの代替財源としては位置付けられていない。

2018年予算法とともに、2017年12月に2018～2022年財政計画法⁽¹⁹⁴⁾が議会で可決され、マクロン政権下の5年間（2018～22年）における国全体（地方自治体や社会保障基金を含む。）の財政の枠組みが定められた。具体的には、当該期間に一般政府における①財政赤字の対GDP比を2.9%から0.3%に縮減、②歳出の対GDP比を3.6%ポイント縮減、③税収・社会保険料収入の対GDP比を1.0%ポイント縮減、という計画が示された。③税収・社会保険料収入の減少は、投資やイノベーションの促進、家計の購買力向上のための減税によるものである。他方で、②及び③を単純合計すると、5年間で財政収支は対GDP比で2.6%ポイント改善することになり、減税と同時に歳出削減を行うことで財政健全化の目標が達成される形となっている。

(ii) 2019年予算法等

2018年11月以降、燃料価格の高騰や燃料税の増税等を受けて、政府に対する大規模な抗議デモ⁽¹⁹⁵⁾が激化したことから、マクロン大統領はその沈静化を図るため、同年12月10日に

⁽¹⁹⁰⁾ 現在の研究開発税制は、研究開発費の一定割合（1億ユーロ以下は30%、1億ユーロ超は5%）の税額控除が認められる。現在のパテントボックス税制では、知的財産権から生じる所得に軽減税率10%が適用される。

⁽¹⁹¹⁾ Loi n° 2017-1837 du 30 décembre 2017 de finances pour 2018 予算法は毎年度の歳出歳入予算に加えて税制改正も盛り込んだものである。なお、2018年予算法の審議過程で、2017年12月1日に2017年第1次補正予算法（Loi n° 2017-1640 du 1er décembre 2017 de finances rectificative pour 2017）が制定され、配当課税（税率3%）の週及的な廃止に伴う税還付に必要な財源確保のために、1年間に限り大企業の法人税に付加税（売上高に応じて法人税額の15%又は30%）を課す措置が導入された。

⁽¹⁹²⁾ 以下の記述は、有利浩一郎「2019年予算と黄色いベスト運動から見たフランスの今」『ファイナンス』55(1), 2019.4, pp.30-41. <https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201904/201904g.pdf>; 同「マクロン政権の誕生、そして初の予算編成」『ファイナンス』53(8), 2017.11, pp.18-27. <https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/2017/11/201711f.pdf>等を参照した。

⁽¹⁹³⁾ 制度名はcrédit d'impôt pour la compétitivité et l'emploi (CICE)であり、前年度の支払賃金総額の一定割合（2018年は6%）を法人税額又は所得税額から控除する制度であった。給与支払の翌年度に税額控除の効果が現れることが問題視され、改正後は雇用主は給与支払と同一年度に社会保障負担の軽減が受けられることになった。

⁽¹⁹⁴⁾ Loi n° 2018-32 du 22 janvier 2018 de programmation des finances publiques pour les années 2018 à 2022 同法の概要は、松浦茂「フランス地方税財政の近年の動向—住居税の見直し等をめぐって—」『レファレンス』806号, 2018.3.20, pp.61-62. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11054851_po_080603.pdf?contentNo=1>を参照した。

⁽¹⁹⁵⁾ デモの参加者が運転時に携行が義務付けられている蛍光色の黄色いベストを着用したことから、「黄色いベスト運動 (mouvement des Gilets jaunes)」と呼ばれる。過激化したデモは、略奪・放火行為に発展した。

2019年以降の燃料税の増税を撤回し、国民の購買力向上のために追加的な対策（年末ボーナスに対する所得税・社会保険料の一部免除等）を講じることを表明した。一方で、投資やイノベーションの促進を始めとする税制改革の方向性は堅持された。

2019年予算法⁽¹⁹⁶⁾（2018年12月28日に制定）では、当初の予定どおり2019年の法人税率の引下げ（課税所得50万ユーロ超に適用される法人税率を33⅓%から31%に引下げ）が措置された。しかし、燃料税の増税撤回と追加的な対策に必要な財源（100億ユーロ）⁽¹⁹⁷⁾の一部を確保するために、「デジタルサービス税の創設及び法人減税の予定変更に関する法律」⁽¹⁹⁸⁾が2019年7月24日に制定され、2019年に予定されていた売上高2.5億ユーロ以上の法人に対する法人税率の引下げを1年延期すること等が規定された。2020年予算法⁽¹⁹⁹⁾（2019年12月28日に制定）及び2021年予算法⁽²⁰⁰⁾（2020年12月29日に制定）では、売上高2.5億ユーロ以上の法人に対する法人税率の引下げ幅の見直し等を行いつつも、それ以外は当初の予定どおり税率引下げを実施し、2022年には法人税率を一律25%（軽減税率を除く。）とすることが予定されている（表9）。

法人税率の引下げによる減収額は、2018年に12億ユーロ、2019年に8億ユーロ、2020年に25億ユーロ、2021年に37億ユーロ（2018～21年の減収額を単純合計すると82億ユーロ）と見込まれている⁽²⁰¹⁾。

（iii）評価等

フランス経済情勢研究所のレポートは、過去の企業データを分析すると、法人税の減税によって資本コストが低下しても、その効果が投資の増加や価格の低下に全て反映されるわけではないと指摘する⁽²⁰²⁾。同レポートは、一連の法人税改革の残された課題として、①租税優遇措置によって縮小した課税ベースの回復、②生産活動に対する課税（地域経済税や既建築不動産税⁽²⁰³⁾等）の負担軽減を挙げる。フランスにおける後者の税負担は、EU諸国平均の約2倍、ドイツの約7倍に上り、厳しい国際競争に直面する製造業で特に負担が重い。そのため、財源の制約を踏まえると、企業の投資促進や国際競争力の向上のためには、生産活動に対する課税の軽減が法人税率の引下げよりも望ましいと、同レポートは指摘している⁽²⁰⁴⁾。

⁽¹⁹⁶⁾ Loi n° 2018-1317 du 28 décembre 2018 de finances pour 2019

⁽¹⁹⁷⁾ 2018年12月24日に制定された経済社会緊急対策法（Loi n° 2018-1213 du 24 décembre 2018 portant mesures d'urgence économiques et sociales）で措置された。

⁽¹⁹⁸⁾ Loi n° 2019-759 du 24 juillet 2019 portant création d'une taxe sur les services numériques et modification de la trajectoire de baisse de l'impôt sur les sociétés

⁽¹⁹⁹⁾ Loi n° 2019-1479 du 28 décembre 2019 de finances pour 2020

⁽²⁰⁰⁾ Loi n° 2020-1721 du 29 décembre 2020 de finances pour 2021

⁽²⁰¹⁾ “Projet de Loi de Finances pour 2021,” *Assemblée nationale*, N° 3360, 2020.9.28, p.12. <http://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115b3360_projet-loi.pdf> 2018～2022年財政計画法の制定時に上院に提出された報告書（2017年10月）では、一連の法人税率引下げによる減収額は、111億ユーロと見込まれていた。“Rapport,” *Sénat*, N° 56 (Session ordinaire de 2017-2018), 2017.10.31, pp.21-22. <<http://www.senat.fr/rap/117-056/117-0561.pdf>>

⁽²⁰²⁾ Mattia Guerini et al., “Impôt sur les Sociétés: État des Lieux et Effets Différenciés de la Réforme,” *OFCE policy brief*, No.38, 2018.10.16. <<https://www.ofce.fr/pdf/pbrief/2018/OFCEpbrief38.pdf>>

⁽²⁰³⁾ 建物が建築された不動産に係る税であり、不動産賃貸価値の50%が課税標準となる。

⁽²⁰⁴⁾ なお、2021年予算法では地域経済税、企業不動産税及び既建築不動産税について100億ユーロ規模の減税が措置されている。

おわりに

米英独仏4か国では、立地競争力の向上等を理由に、法人税率の引下げが相次いで実施されてきた。法人税率の引下げは課税ベースの拡大と同時に実施される場合が多い。その類型には、①法人税内で税収中立とする事例（サッチャー政権の改革）、②税制改革全体で税収中立（法人税は増税）とする事例（レーガン政権の1986年改革）に加えて、③法人税率の引下げによる減収が課税ベースの拡大による増収を上回る場合に、その超過分の財源を a. 付加価値税の増税や歳出削減等に求める事例（キャメロン政権の改革、メルケル政権の改革、マクロン政権の改革）、b. 財政赤字の増加として容認する事例（トランプ政権の改革）等がある。バイデン大統領は、大統領選挙中に法人税率の21%から28%への引上げ等の法人増税を公約としており、仮に実現されれば、これまでの世界的な引下げ競争にとって大きな転換点となる可能性がある。

法人税の引下げ競争をめぐっては、国際協調によってこれに歯止めを掛けようとする動きもある。すなわち、BEPSプロジェクト⁽²⁰⁵⁾の参加国を中心に、2021年半ばの最終合意に向けて、法人税の国際課税ルールを経済のデジタル化に対応させるための議論が進められている。この中では、①PE（支店、工場等）の有無等によらず、市場国に適切に課税権を配分する、②軽課税国への利益移転に対抗するため、国際的に合意された法人税の最低税率を設定する⁽²⁰⁶⁾、の2つが見直しの柱とされている。①については、企業の選択制とする事実上の骨抜き案を米国が提示するなど合意に向けた議論が難航しており、②のみを合意する可能性もあると報じられている⁽²⁰⁷⁾。仮に②の合意だけでも、その意義は大きいとの見方もある⁽²⁰⁸⁾。

日本では、平成27年度及び平成28年度の税制改正で、法人税率（法定税率）の引下げと課税ベースの拡大を組み合わせた見直しが実施された⁽²⁰⁹⁾。政府税制調査会が令和元年9月に公表した中期答申では、経済のグローバル化の進展に対応して、国際競争力への影響の観点から、新しい産業や事業が興りやすく新規開業が行われやすい環境の整備に資する税制を構築する必要性が掲げられている⁽²¹⁰⁾。国際的な法人税をめぐるとの動向を踏まえつつ、日本における法人税制の在り方について議論が積み重ねられることが期待される。

（さとう りょう）

⁽²⁰⁵⁾ 前掲注(10)を参照。

⁽²⁰⁶⁾ 最低税率は、アイルランドの法人税率（12.5%）が最終決着点になるとの見方がある（イタイ・グリーンバーグ「デジタル課税迫る大転換 識者に聞く（上）線引き巡り国際闘争」『日本経済新聞』2019.10.29）。最低税率の案には、米国のGILTIとBEATの制度が重要な示唆を与えたとされる。当該案の詳細は、陣田直也「租税競争への対抗と第2の柱（Pillar Two）」『フィナンシャル・レビュー』2020(2), 2020.6, pp.76-94に詳しい。

⁽²⁰⁷⁾ 「デジタル課税の最終合意 米大統領選で越年視野」『日本経済新聞』2020.7.20。

⁽²⁰⁸⁾ 浅川雅嗣『通貨・租税外交—協調と攻防の真実—』日経BP日本経済新聞出版本部, 2020, pp.221-223。

⁽²⁰⁹⁾ この改正は、上述の類型の中では①法人税内で税収中立とする事例（サッチャー政権の改革）に該当する。

⁽²¹⁰⁾ 税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」2019.9, p.14. 内閣府ウェブサイト
<https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/1zen28kai_2.pdf>

別表 日米英独仏における法人税に関する現行制度

| | 日本 | 米国 | 英国 | ドイツ | フランス |
|---|---|---|--|--|--|
| 法人税率 (中央政府) | 23.20% | 21.00% | 19.00% | 15.00% | 27.50% |
| 法定実効税率 | 29.74% | 25.77% | 19.00% | 29.90% | 32.02% |
| 中小企業向け 軽減税率 | 19.00% (時限措置 で15.00%) (資本金1億円以 下等の要件を満た す企業の所得800 万円以下に適用) | 無 | 無 | 無 | 15.00% (売上高1000万 ユーロ以下の企業 の所得38,120ユ ーロ以下に適用) |
| 繰越欠損金控除 | 10年間 大企業は50% 中小企業は100% | 無期限 所得の80% | 無期限 所得の50% (所得の500万ポ ンドまでは全額) | 無期限 所得の60% (所得の100万ユ ーロまでは全額) | 無期限 所得の50% (所得の100万ユ ーロまでは全額) |
| 利子控除制限 制度 (損金不算入額) [利子の支払先] | 調整所得の20%を 超える純支払利子 [受領者側で日本の 課税所得に含まれ る利子は対象外] | 調整所得の30%を 超える部分の金額 [限定なし] | 調整所得の30%を 超える純支払利子 [限定なし] | 調整所得の30%を 超える純支払利子 [限定なし] | 調整所得の30%又 は300万ユーロの いずれか高い方を 超える純支払利子 [原則として関連者] |
| 減価償却制度 | 【機械設備】定額法 又は200%定率法 【建物等】定額法 | 【機械設備】150% 定率法、200%定 率法又は定額法 (時限措置で初年 度100%即時償却 が可能) 【建物等】定額法 | 【機械設備】定率 法(各年度、未償 却残高の18%を 償却) 【建物等】償却不可 | 【機械設備、建物等】 定額法 | 【機械設備】定額 法又は定率法(耐 用年数に応じて 125%、175%又 は225%) 【建物等】定額法 |
| 個人株主段階 における法人 税と所得税の 調整措置 | 【確定申告不要又は申 告分離課税の場合】 調整措置なし 【総合課税の場合】 配当所得税額控除 方式 | 調整措置なし | 配当所得一部控除 方式 (所得税の配当所 得から2,000ポ ンドを控除) | 調整措置なし | 【分離課税の場合】 調整措置なし 【総合課税の場合】 配当所得一部控除 方式(配当の60% を所得税の課税所 得に算入) |
| 受取配当益金 不算入制度 (英国以外は持 株比率に応じて 益金不算入) | 5%以下:20% 5%超1/3以下:50% 1/3超:100% | 0~20%未満:50% 20~80%未満:65% 80%以上:100% | 全額益金不算入 ※一定の支配要件 あり | 0~10%未満:0% 10%以上:95% | 0~5%未満:0% 5%以上:95% |
| 国際的二重課 税の調整方式 [外国子会社か らの配当に係 る調整方式] | 実質的に領土内所 得課税 (原則は全世界所 得課税) [配当益金不算入 方式] | 実質的に領土内所 得課税 (原則は全世界所 得課税) [配当益金不算入 方式] | 実質的に領土内所 得課税 (原則は全世界所 得課税) [間接外国税額控 除方式又は配当益 金不算入方式] | 租税条約が適用さ れる多くの場合に 領土内所得課税 (原則は全世界所 得課税) [配当益金不算入 方式] | 領土内所得課税 [配当益金不算入 方式] |
| 研究開発税制 | 【総額型】 一般試験研究費の 増減に応じて6~ 14%(中小企業は 12~17%)の税額 控除、その他上乗 せ措置あり 繰越なし | 【増加型】 基準額を超える額 の20%の税額控除 (簡便法も選択可) 20年繰越可(1年 繰戻可) | 【総額型】 総額の12%の税額 控除(中小法人は 通常の損金算入に 加えて130%の特 別損金算入が可能) 無期限繰越可 | 【総額型】 総額の25%の税 額控除 繰越なし | 【総額型】 総額の5%の税額 控除(1億ユーロ 以下は30%の税 額控除) 3年繰越可 |
| 知的財産権に 係る優遇制度 | 無 | 外国源泉無形資産 関連所得(FDII) に対する所得控除 | パテントボックス税 制(知的財産権に よる所得に軽減税 率10%を適用) | 無 | パテントボックス税 制(知的財産権に よる所得に軽減税 率10%を適用) |

(注) 法人税率(中央政府)及び中小企業向け軽減税率は2021年1月現在、それ以外は2020年1月現在の制度。
(出典) OECD, "Corporate Tax Statistics Database." <<https://www.oecd.org/tax/beps/corporate-tax-statistics-database.htm>>;
IBFD, *Global Corporate Tax Handbook 2020*, 2020; 植松利夫編著『図説日本の税制 令和元年度版』財経詳報社,
2020, pp.316-321, 346-347; 各国法令等を基に筆者作成。